

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画
【令和2年度～令和6年度】
素 々 案

令和元年9月

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画の概要	2
2 計画策定の背景	4
3 長野市の子ども・子育て環境の状況	8
4 第一期長野市子ども・子育て支援事業計画の評価	19
5 長野市の子ども・子育て支援にかかる課題	22
第2章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 計画推進のための基本的な視点	25
3 成果指標	26
4 施策体系	27
第2部 施策の展開	29
基本目標Ⅰ 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする	30
基本施策① 結婚の支援	30
基本施策② 妊娠・出産期の支援	32
基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する	34
基本施策③ 幼児期の子どもが必要な教育・保育を受けられる環境の整備	34
基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	38
基本施策⑤ 障害児支援の充実	43
基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する	50
基本施策⑥ 乳幼児期から学童期までの子育て支援の充実	50
基本施策⑦ 社会的な支援の必要性が高い子どもと家庭への支援の充実	59
基本施策⑧ 児童虐待防止対策の充実	64
基本目標Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する	71
基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進	71
基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	77
第3部 量の見込みと確保方策	82
第1章 量の見込みと確保方策	83
1 教育・保育提供区域の設定	83
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	87
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	94
第4部 資 料 編	112

第1部

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 平成27年度を初年度とする「長野市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間の最終年度となります。引き続き、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、新たな「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進します。

(2) 計画の位置づけ

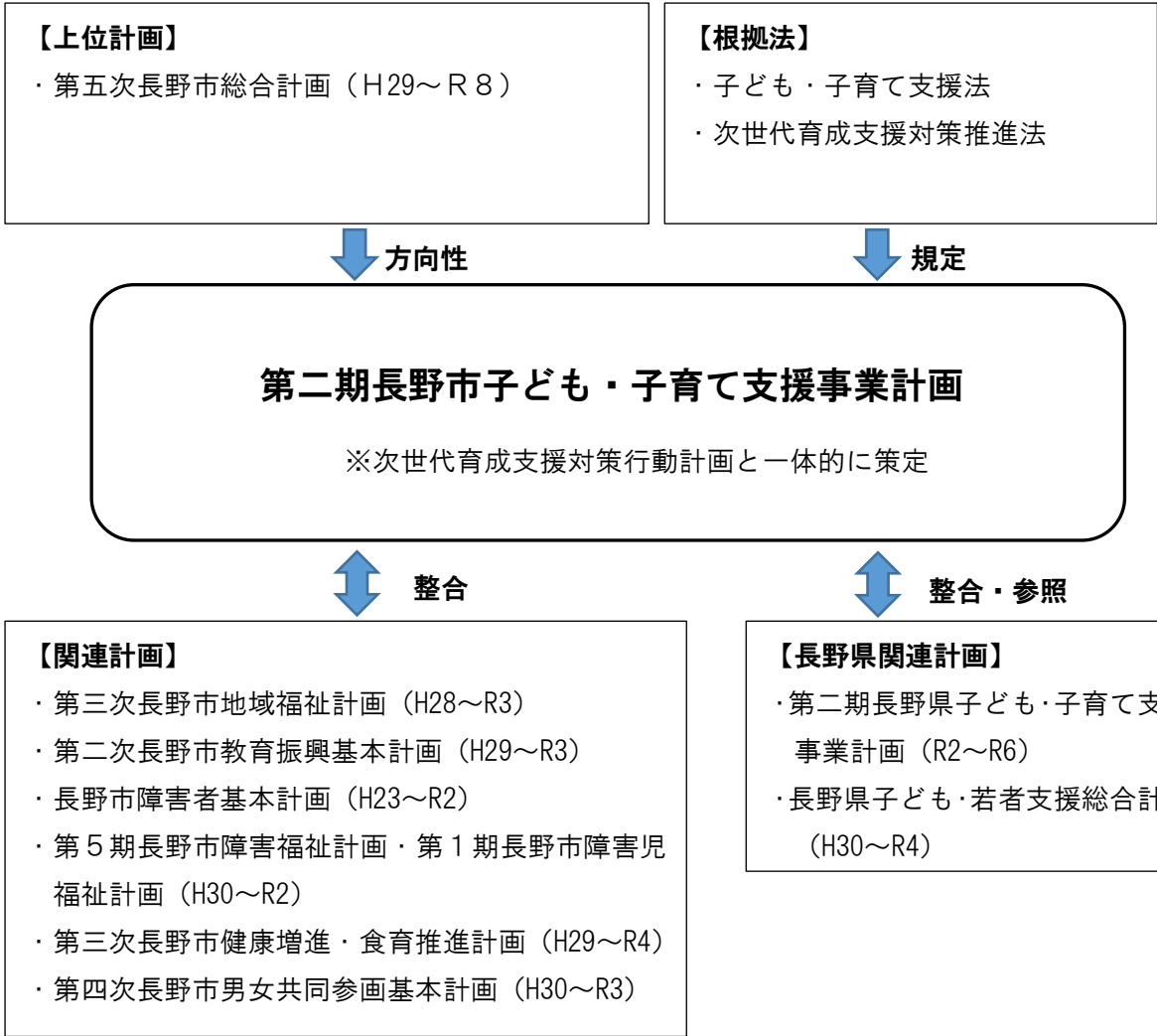
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けます。
- 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた計画とします。
- 子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策を包含します。
- 児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく、児童虐待防止のための施策を包含します。
- 本市市政の最上位計画である「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図るものとします。

(3) 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離により著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 策定体制

- 本計画の策定にあたっては、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関(長野市版子ども・子育て会議)」として位置づけ、計画内容などについての協議等を行います。



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第五次長野市総合計画	H29～R8							
第二期長野市子ども・子育て支援事業計画				R2～R6				
第三次長野市地域福祉計画		H28～R3						
第二次長野市教育振興基本計画	H29～R3							
長野市障害者基本計画		H23～R2						
第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画		H30～R2						
第三次長野市健康増進計画・食育推進計画	H29～R4							
第四次長野市男女共同参画基本計画		H30～R3						

2 計画策定の背景

(1) 各種制度の動向

① 子ども・子育て支援制度

- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。
- 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するため、平成 28 年度に「仕事と子育て両立支援事業」が創設され、企業主導型保育を促進しています。
- 平成 30 年度から推進されている「子育て安心プラン」では、令和 4 年度末までに待機児童を解消すること、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性の就業率 80% に対応できる約 32 万人の受け皿を整備することが求められています。
- 令和元年 5 月、法が改正され、3 歳～5 歳児については原則として全ての世帯、0 歳～2 歳児は住民税が非課税となる低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年 10 月から開始しています。
- 近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれることから、「新・放課後子ども総合プラン」において、2021 年度末までに約 25 万人分を整備して待機児童を解消し、2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備することを目標に掲げています。

② 次世代育成支援対策

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました（法改正により 10 年間延長）。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進しました（法改正により策定義務は任意化）。
- 国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

③ 児童虐待防止対策

- 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。
- 児童虐待防止法では、国及び地方自治体の責務として、児童虐待の予防や早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護と自立の支援等を規定するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村もしくは児童相談所に通告しなければならないとしています。

- 昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、国では平成 30 年 7 月に児童虐待防止対策の緊急総合対策を決定したほか、令和元年 6 月、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化と併せ、親による体罰の禁止が盛り込まれています。

④ 障害児支援施策

- 平成 24 年度の児童福祉法改正により、障害児支援の強化を図るため、これまで障害種別で分かれていた事業体系が、通所・入所の利用形態の別により一元化されました。
- 平成 30 年度を初年度とする「第 4 次障害者基本計画」では、障害者権利条約の理念に基づき、障害を理由したあらゆる差別の解消や「合理的配慮」の提供の確保に向けた取組が示されています。

⑤ 子どもの貧困対策

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に成立しました。
- 国は、法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。
- 大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取り組みを明示しています。
- 令和元年 6 月、法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

⑥ 地域共生社会の実現

- 国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。
- 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、市町村は住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備に努めることが規定されました。

⑦ 働き方改革の推進

- 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の

確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が令和元年4月から順次施行されています。

- 関連法では、時間外労働の上限規制や正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止等が規定されています。

(2) 県・長野市の動向

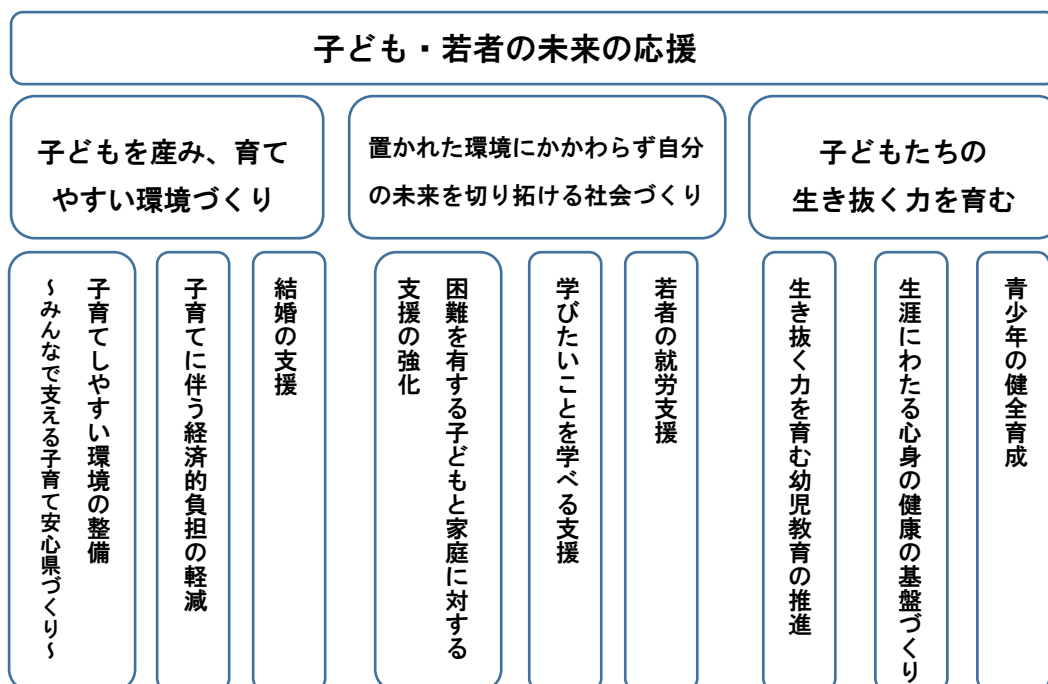
① 長野県子ども・子育て支援事業支援計画

- 長野県では、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき、県内市町村が子ども・子育て支援新制度の実施主体としての役割を十分に果たせるよう必要な支援を行うとともに、特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずること等を主眼として、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しています。

② 長野県子ども・若者支援総合計画

- 長野県では、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、次世代を担う子ども・若者を切れ目なく社会全体で支え、応援するため、平成30年3月に「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定しました。
- 計画には、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に加え、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策や子どもの貧困対策推進法に基づく施策等も包含しています。

基本目標



③ 第五次長野市総合計画

- 市政の最上位計画となる第五次長野市総合計画では、まちの将来像を「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」としています。
- 保健・福祉分野の「進めるべき政策」の一つに「少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援」を掲げ、結婚、妊娠・出産、子育てにおける切れ目のない支援や子どもの成長を育む環境の充実、社会的援助を必要とする家庭等の自立支援に取り組んでいます。

【将来像】

幸せ実感都市
「ながの」

【保健・福祉分野】

人にやさしく
人がいきいき暮らす
まち「ながの」

【子ども・子育て支援関連施策】

少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援

- 結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援
- 子どもの成長を育む環境の充実
- 社会的援助を必要とする家庭等の自立支援

3 長野市の子ども・子育て環境の状況

(1) 少子化・未婚化・晩婚化の進行

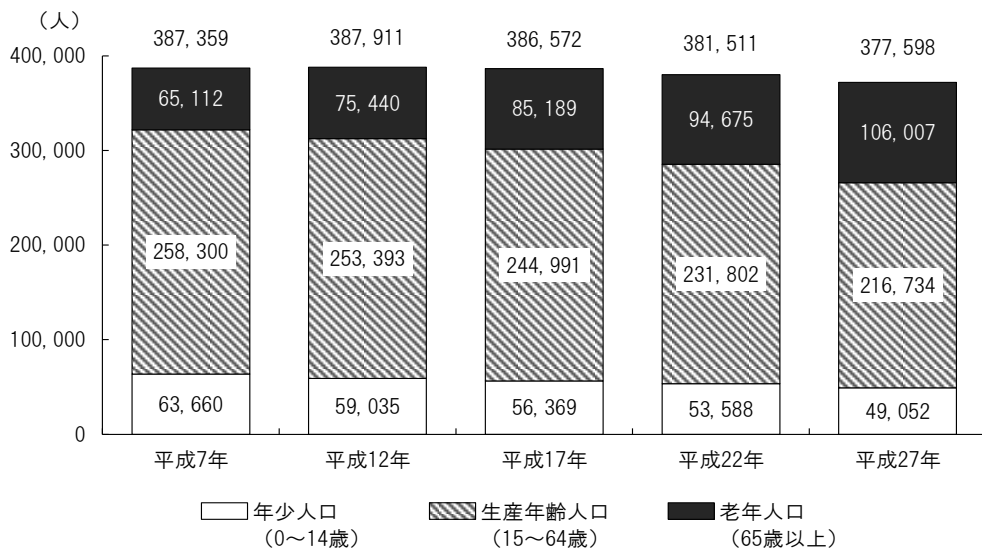
① 少子化の状況

本市の年少人口は、平成7年の63,660人から平成27年には49,052人と20年間で14,608人(22.9%)減少し、総人口に占める割合も16.4%から13.0%まで低下しています。

ここ10年間の出生数の推移をみると、平成21年の3,302人から平成27年には589人(17.8%)減の2,713人となっています。

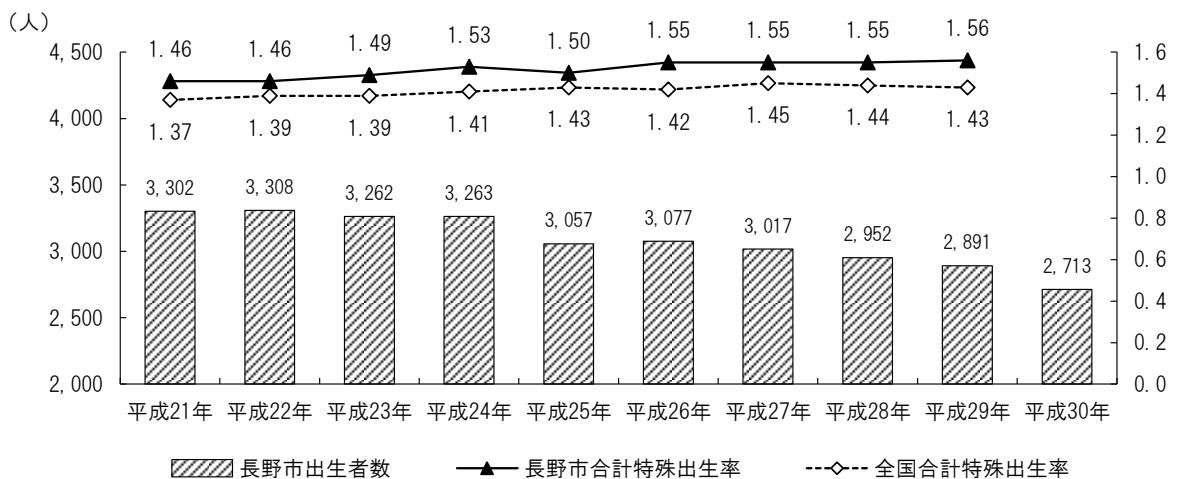
合計特殊出生率は平成26年まで増加傾向にあり、その後は横ばいで推移しています。全国と比べるとやや高い値となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

■ 出生数及び合計特殊出生率の推移



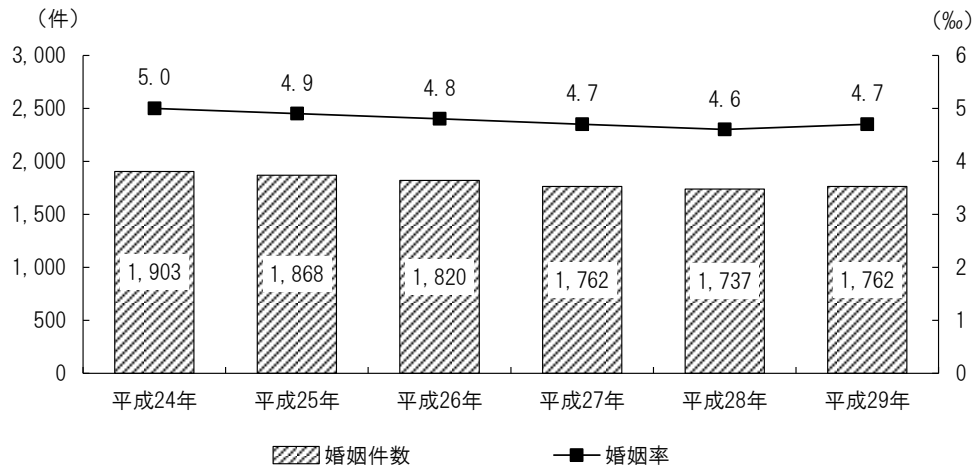
出典：人口動態統計、長野市企画課資料

②未婚化・晩婚化の状況

本市の婚姻の状況をみると、婚姻数、婚姻率とも、平成28年まで減少し続けていましたが、平成29年は増加に転じ、1,762件となっています。

年齢別未婚率をみると、多くの年代で未婚率が上昇しています。50歳時未婚率も上がっており、平成27年で男性が21.2%、女性が12.9%となっています。

■婚姻数・率の推移



出典：長野県衛生年報

■年齢別未婚率の推移

	男			女		
	H17	H27	差	H17	H27	差
15-19歳	99.5%	99.3%	△ 0.2	99.2%	98.7%	△ 0.5
20-24歳	93.5%	93.4%	△ 0.1	88.7%	91.0%	2.3
25-29歳	69.0%	71.8%	2.8	57.9%	62.1%	4.2
30-34歳	44.9%	44.2%	△ 0.7	31.2%	32.1%	0.9
35-39歳	29.1%	31.8%	2.7	18.3%	22.0%	3.7
40-44歳	20.4%	28.0%	7.6	10.9%	17.6%	6.7
45-49歳	16.1%	23.6%	7.5	7.4%	15.2%	7.8
50-54歳	12.4%	18.8%	6.4	5.6%	10.6%	5.0
50歳時未婚率	14.2%	21.2%	7.0	6.5%	12.9%	6.4

出典：国勢調査より算出

(2) 子育て家庭の状況

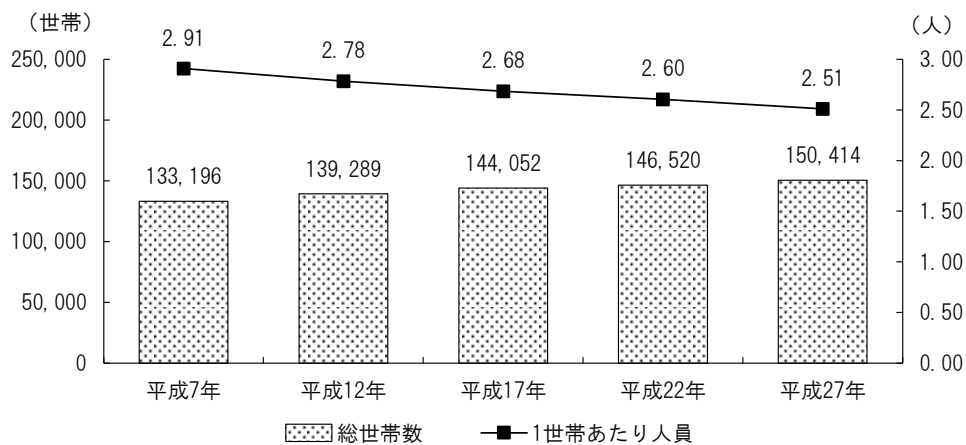
① 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成7年の133,196世帯から20年間で17,218世帯(12.9%)増加し、平成27年には150,414世帯となっています。

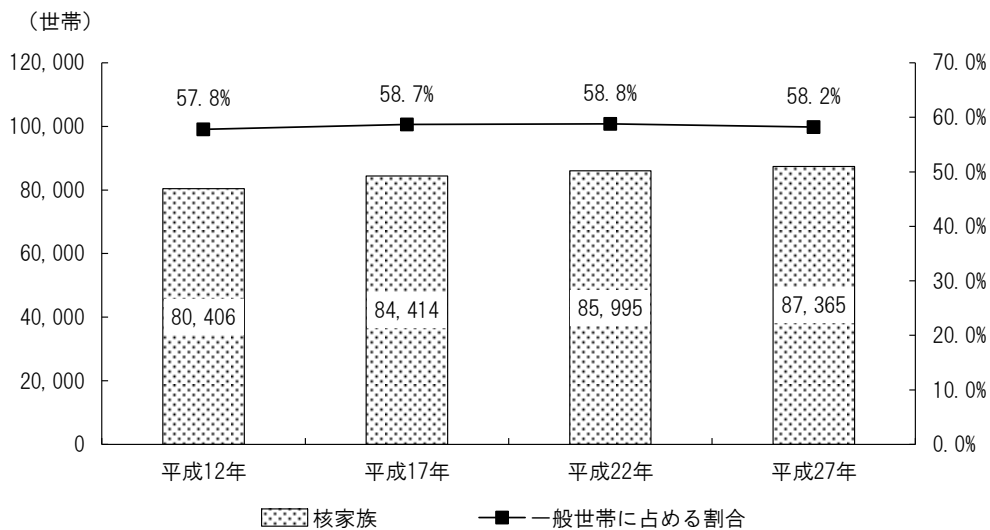
一般世帯のうち約6割が核家族世帯であり、県、全国と比べてやや高い割合となっています。核家族世帯の構成をみると、夫婦のみ世帯とひとり親世帯の割合が増加し、夫婦と子どもの世帯の割合が減少しています。また、母子世帯・父子世帯ともに世帯数が増加しています。

ニーズ調査の結果をみると、日常的に子どもをみてもらえる環境にある子育て家庭は30.2%で、前回調査の結果と比較すると4.3ポイント減少しています。子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない家庭は11.7%となっています。

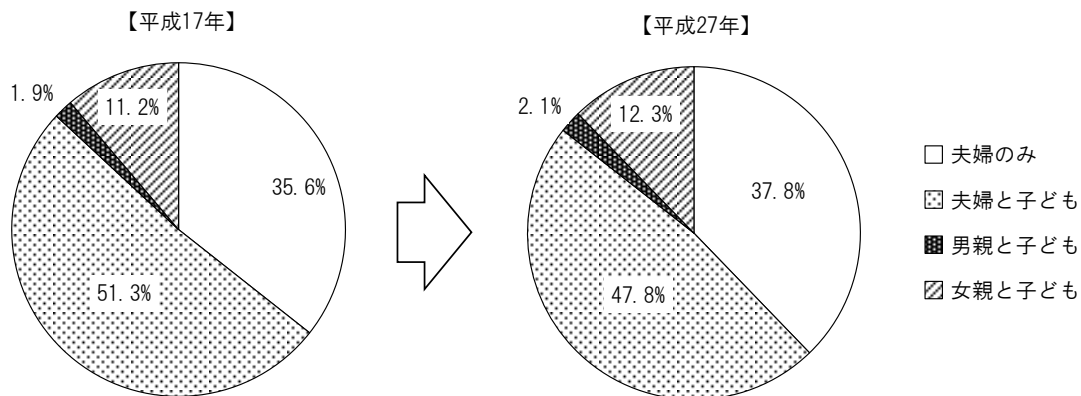
■ 総世帯数及び1世帯あたり人員の推移



■ 核家族世帯数及び世帯数に対する割合の推移



■核家族世帯の構成比

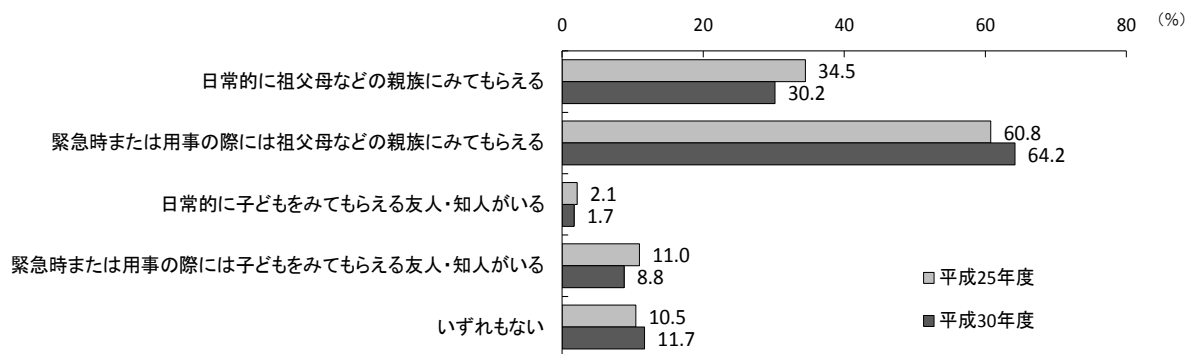


■世帯構成の推移及び県・全国との比較

	長野市				長野県		全国	
	H17		H27		H27		H27	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	146,221	-	150,098	-	805,279	-	53,331,797	-
核家族世帯	85,995	58.8%	87,365	58.2%	458,750	57.0%	29,754,438	55.8%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	12,389	8.5%	11,490	7.7%	56,356	7.0%	3,979,860	7.5%
母子世帯	1,918	1.3%	1,985	1.3%	10,997	1.4%	754,724	1.4%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	321	0.2%	313	0.2%	1,782	0.2%	132,108	0.2%
父子世帯	192	0.1%	205	0.1%	1,320	0.2%	84,003	0.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	15	0.01%	11	0.01%	81	0.01%	6,175	0.01%

出典：国勢調査より算出

■子どもをみてもらえる親族・知人の有無



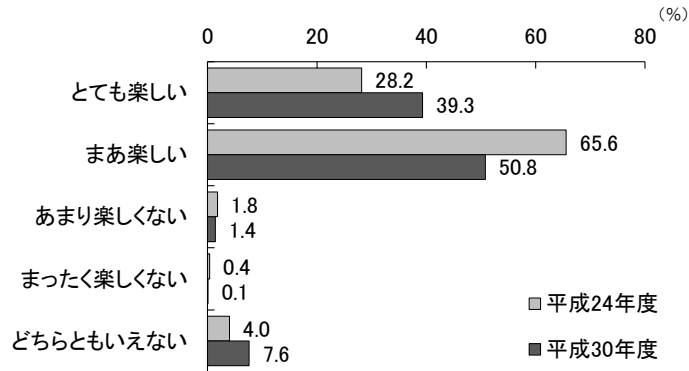
出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

② 子育ての楽しさ・負担感

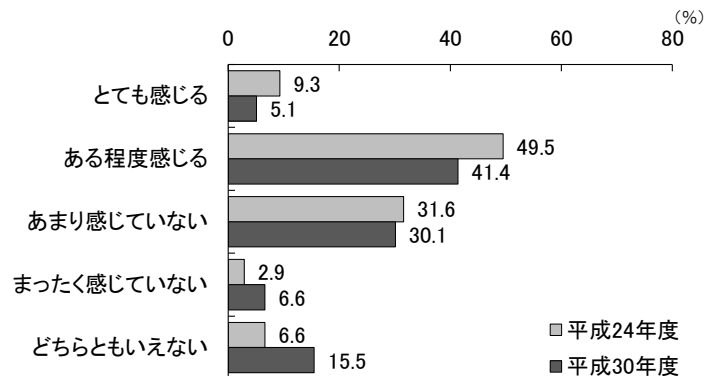
ニーズ調査の結果から子育ての楽しさについてみると、6年前の調査結果と比べて、子育てを「とても楽しい」とする人が増え、「まあ楽しい」とする人が減っています。

また、子育ての負担感について、「とても感じる」「ある程度感じる」人の割合が減る一方で、「どちらともいえない」とする人が増えています。

■子育ての楽しさ



■子育ての負担感



出典：H24 アンケート調査・H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

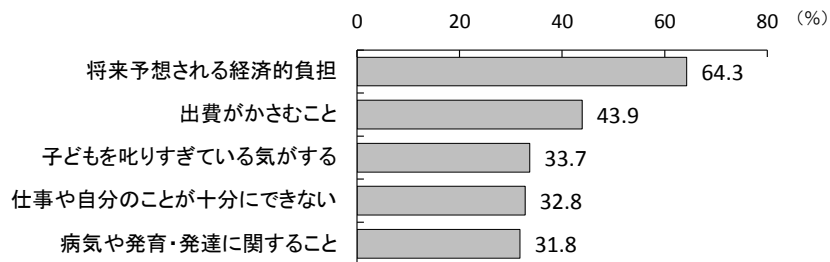
③ 子育ての悩みや不安

ニーズ調査の結果から保護者の悩みや不安をみると、就学前児童保護者、小学生保護者とも「将来予想される経済的負担」、「出費がかさむこと」の割合が高くなっているほか、「子どもを叱りすぎている気がする」が上位にきています

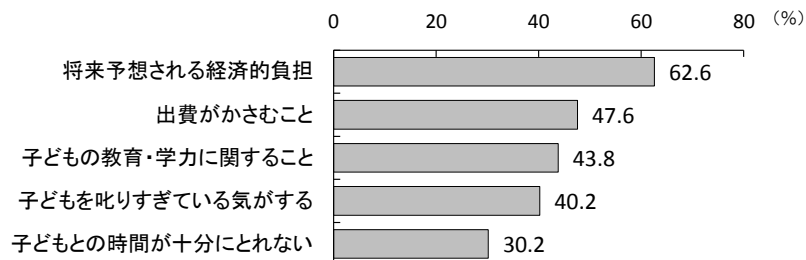
子育ての負担感を「とても感じる」人の悩みや不安の状況をみると、「仕事や自分のことが十分にできない」、「子どもとの接し方に自信が持てない」、「手をあげたり育児をやめたくなくなるときがある」等で、全体との差が大きくなっています。

■子育ての悩みや不安【上位5項目】

(就学前児童保護者)



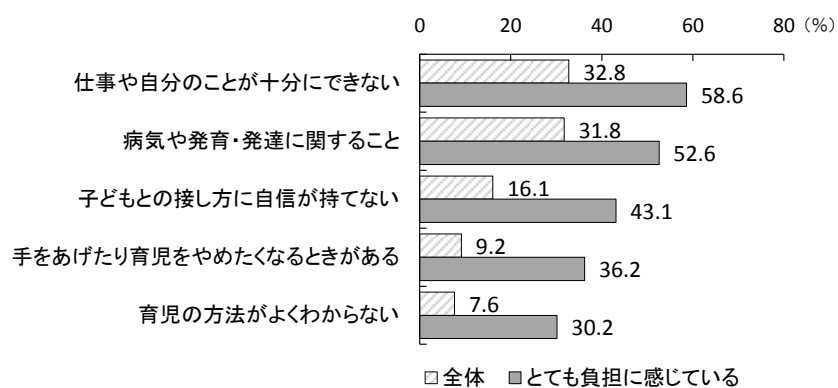
(小学生保護者)



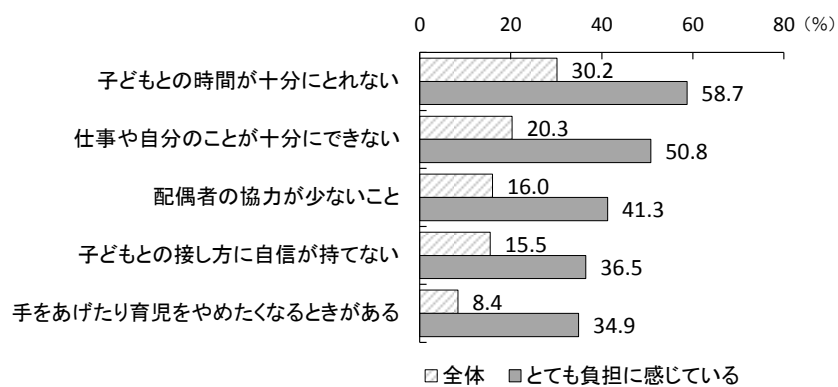
出典：H30 ニーズ調査

■負担感が強い人の悩みや不安【全体と差が大きい5項目】

(就学前児童保護者)



(小学生保護者)



出典：H30 ニーズ調査

(3) 就労意向と保育ニーズ

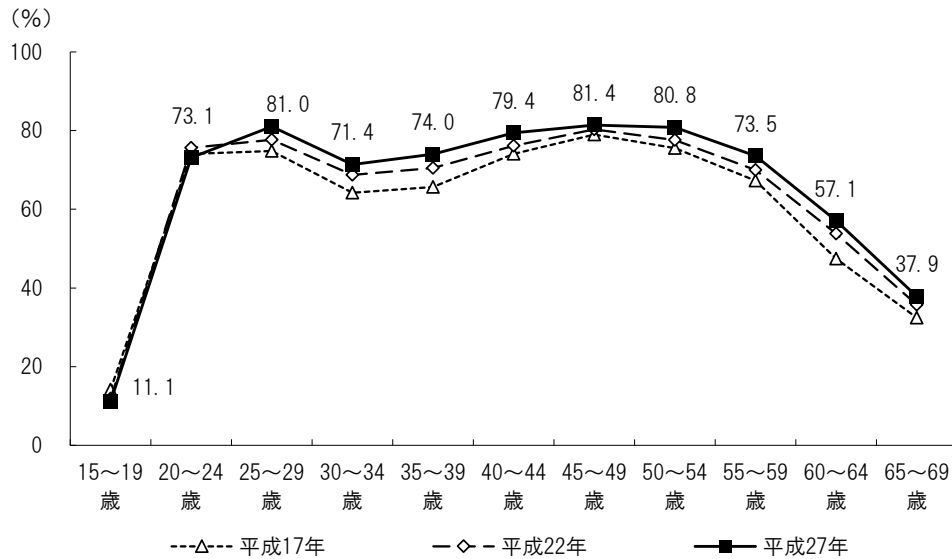
① 就労状況

女性の年齢別労働力率の推移をみると、20歳後半から40代前半の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブがゆるやかになってきています。

また、女性の従業上の地位は、平成22年から平成27年にかけて「正規職員・従業員」、「パート・アルバイト・その他」の割合が増加し、「その他（業主、家庭内職者、不詳）」の割合が減少しています。

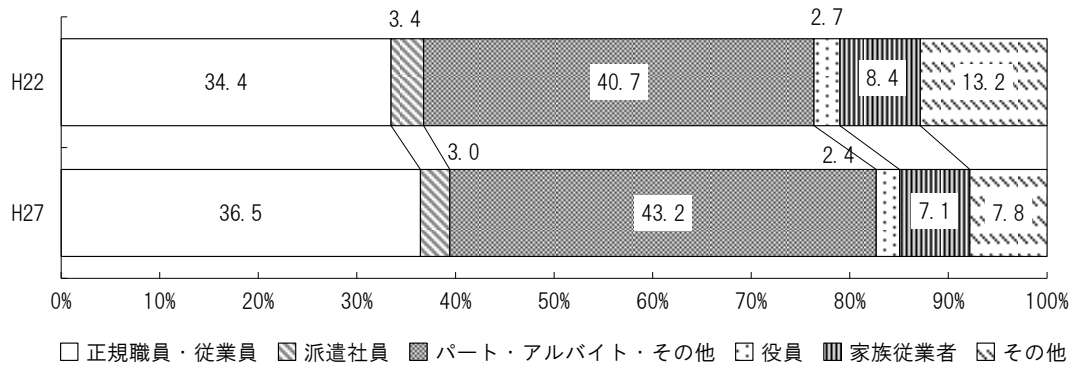
ニーズ調査の結果から母親の就労意向をみると、現在、パート・アルバイト等で働いている人のうち、4割半ばの人が「フルタイム」への転換を希望し、約5割の人が「パート・アルバイト」での就労継続を希望しています。また、現在働いていない母親の3割以上が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しています。

■女性の労働力率の変化



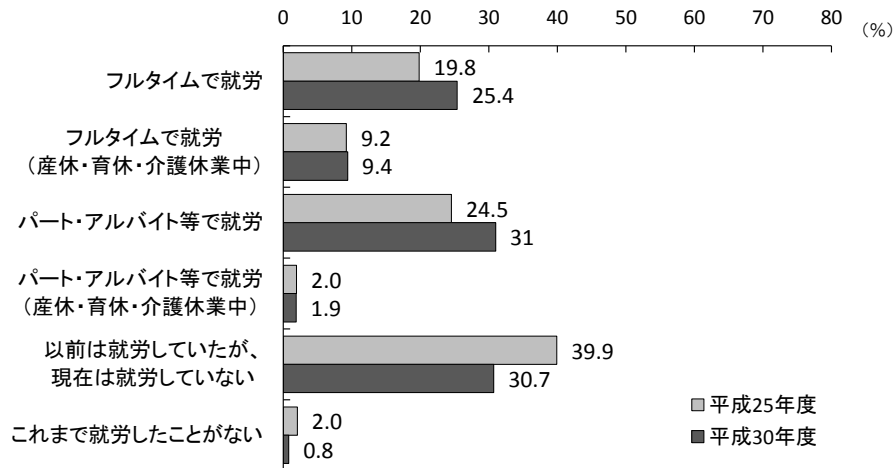
出典：国勢調査より算出

■女性の従業上の地位の構成比の推移



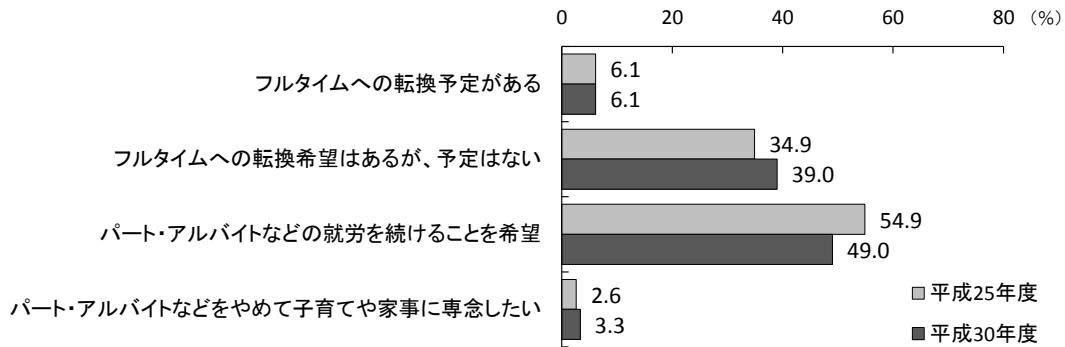
出典：国勢調査より算出

■ 母親の就労状況



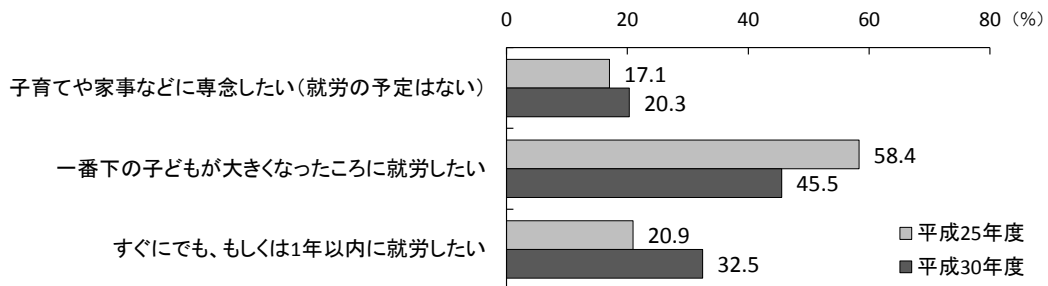
出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■ パートからフルタイムへの転換意向



出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■ 現在、働いていない人の就労意向



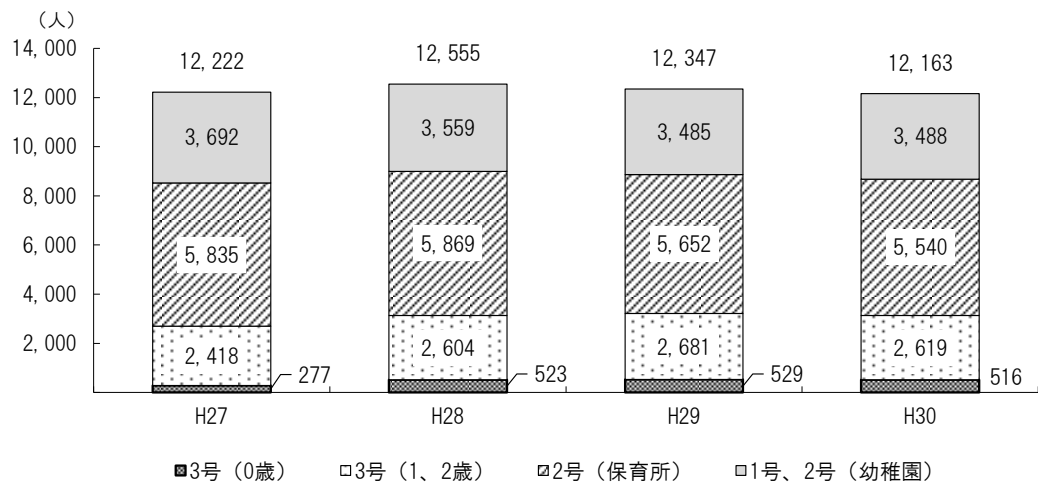
出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

② 保育ニーズの状況

本市の保育所（園）、幼稚園等の利用状況とみると、全体では概ね横ばいで推移していますが、認定区分別にみると、3号認定（0歳及び1、2歳）の利用者が増加し、1号、2号認定の利用者数が減少しています。

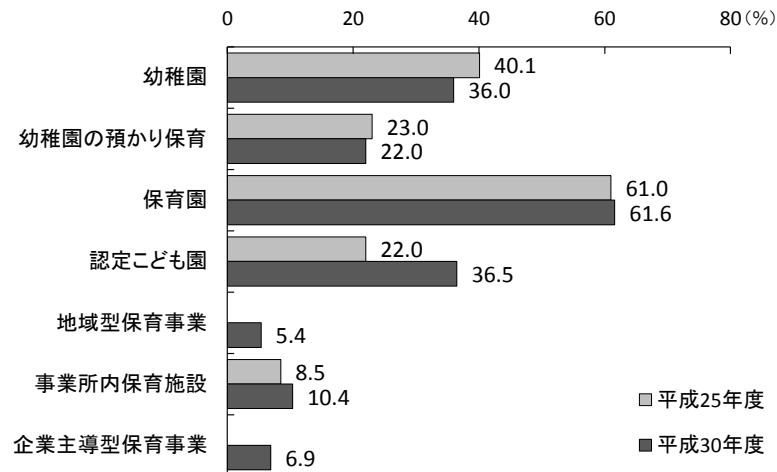
今後の利用意向では、保育園が約6割、幼稚園、認定こども園がそれぞれ4割弱（複数回答）となっています。前回調査の結果と比較すると、認定こども園の利用意向が高まっています。

■保育所（園）・幼稚園の利用状況



出典：長野市保育・幼稚園課

■教育・保育事業の利用意向



出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

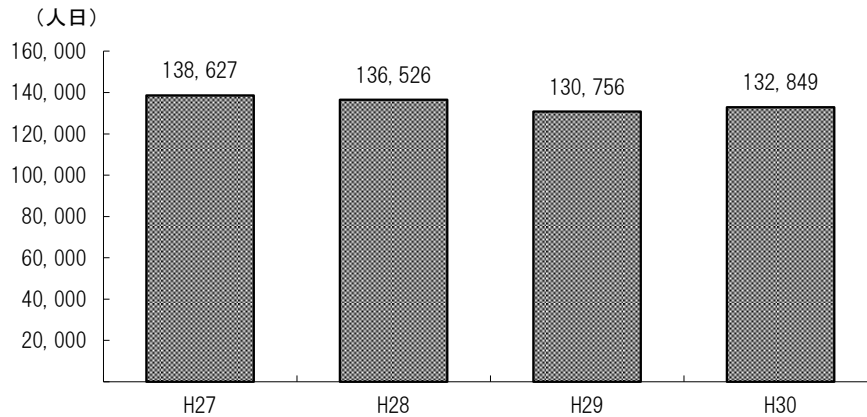
(4) 地域・職域における子育て支援

① 地域における子育て支援の状況

地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）の利用者数は13万人前後で推移しています。

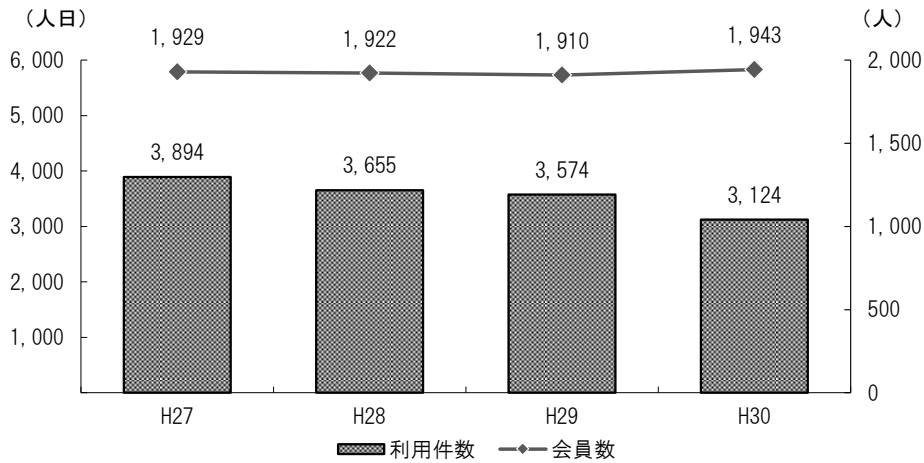
ファミリー・サポート・センターは、会員数は横ばいですが、利用者数は年々減少しています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況



出典：長野市保育・幼稚園課

■ ファミリー・サポート・センターの利用状況



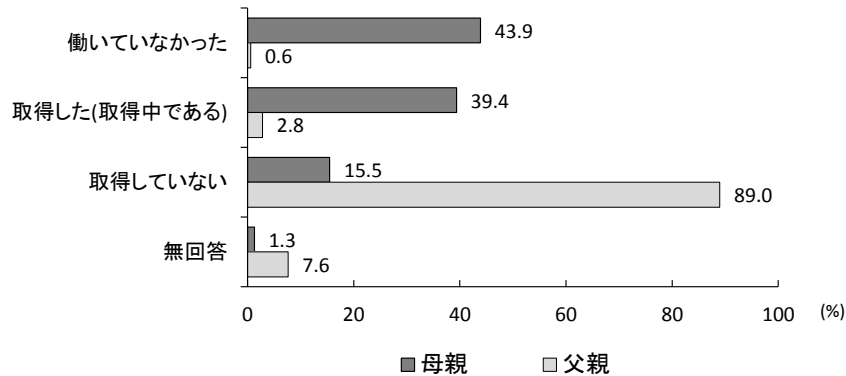
出典：長野市保育・幼稚園課

② 職域における子育て支援の状況

ニーズ調査から育児休業の取得状況をみると、父親は「取得した（取得中である）」が2.8%にとどまり、「取得していない」が89.0%と高く、母親は「取得した（取得中である）」が39.4%となっています。職場復帰後の短時間勤務制度の利用については、父親で利用した人は5.1%、母親も50.4%にとどまっています。

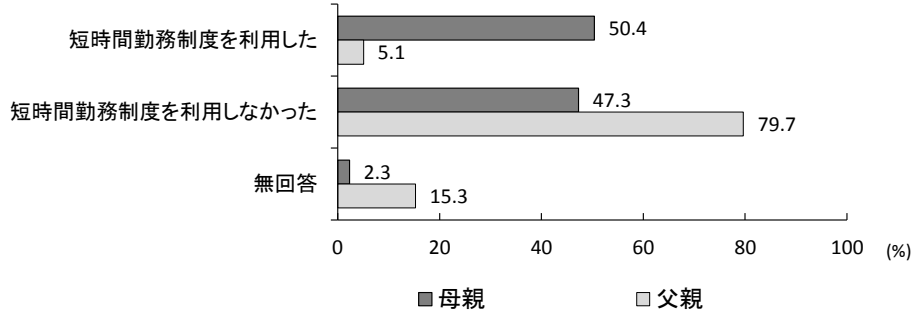
仕事と子育ての両立を支援していくために必要なこととして、「配偶者の協力」に次いで「職場の同僚・上司の理解や配慮」が高くなっています。

■育児休業の状況



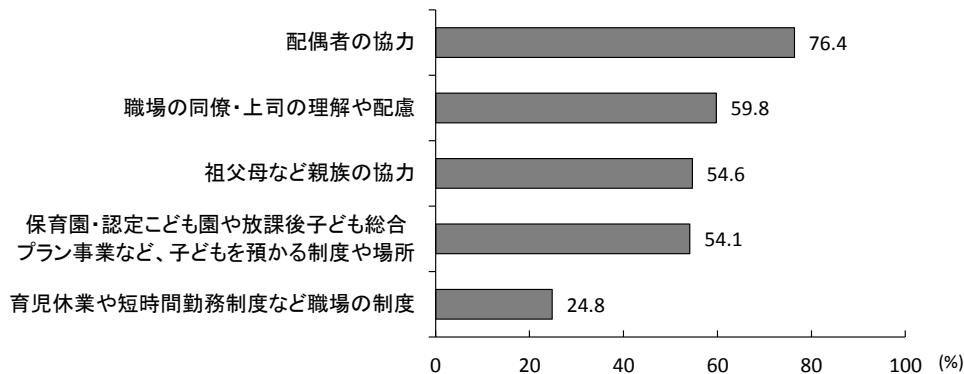
出典：H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■短時間勤務制度の利用状況



出典：H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■仕事と子育ての両立において特に必要なこと 【上位5項目】



4 第一期長野市子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 全体の評価

○子育てが「とても楽しい」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに、策定時に比べて増加しています。また、子育てが「まあ楽しい」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに減少しており、子育てを「とても」楽しいと感じている保護者の割合が増加しています。

○子育てに負担を「とても感じている」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに策定時に比べて減少しています。また、「ある程度感じている」と回答した割合も、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに減少し、子育てに負担を感じている人の割合は減少しています。一方で、「どちらともいえない」と回答した割合が増加しています。

○合計特殊出生率は、平成25年（策定時）の1.50から、平成29年（直近）は1.56に増加しました。

※指標1及び2については、子育て世帯の保護者を対象としたアンケート調査の回答から策定時の値と現状値（直近値）を把握し、比較を行いました。

策定時・・・平成24年度に実施した、ながの子ども未来プラン中間評価のためのアンケート調査
直近値・・・平成30年度に実施した、長野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（第二期計画策定に係るニーズ調査）

【アンケート調査の概要】

ながの子ども未来プラン中間評価のためのアンケート調査（H24実施）

調査対象	就学前児童及び小学生の保護者 2,500人（各1,250人）
回収数・率	1,097通 43.9%

長野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（第二期計画策定に係るニーズ調査）（H30実施）

調査対象	就学前児童の保護者 4,000人
	小学校1～3年生の保護者 2,000人
回収数・率	就学前児童の保護者 2,276通 56.9%
	小学校1～3年生の保護者 1,226通 61.4%（未送達2通あり）

共通事項

調査対象	住民基本台帳から無作為
回収数・率	返信用封筒を同封した質問票郵送によるアンケート調査方式

(2) 成果指標の達成状況

【指標1 子育てが楽しいと感じる保護者の割合】

指標である「とても楽しい」と「まあ楽しい」の回答を合計した割合は、就学前児童の保護者の直近値は90.1%で策定時に比べて3.7ポイント減少、小学生児童の保護者の直近値は85.9%で策定時に比べて5.1ポイント減少しています。

内訳を見ると、「とても楽しい」と回答した割合が、就学前児童の保護者で28.2%から39.3%に11.1ポイント増加、小学生児童の保護者で26.9%から32.1%に5.2ポイント増加し、「まあ楽しい」と回答した割合が、就学前児童の保護者で14.8ポイント、小学生児童の保護者で10.3ポイント減少しています。「どちらとも言えない」と回答した割合がそれぞれで増加しています。

対象	策定時の値 (平成24年度)	直近値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)	達成状況
就学前児童の保護者	93.8%	90.1%	94.0%以上	未達成
小学生児童の保護者	91.0%	85.9%	91.0%以上	未達成

※小数点以下第2位で四捨五入

【指標2 子育てに「非常に不安や負担」を感じる保護者の割合】

子育てに負担を「とても感じている」と回答した割合は、就学前児童の保護者では9.3%から5.1%に4.2ポイント減少、小学生児童の保護者では11.0%から5.1%に5.9ポイント減少しています。

また、「ある程度感じている」と回答した割合も、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者それぞれで減少しています。

一方で、「どちらともいえない」と回答した割合がそれぞれで10%前後増加しています。

対象	策定時の値 (平成24年度)	直近値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)	達成状況
就学前児童の保護者	9.3%	5.1%	8.0%以下	達成
小学生児童の保護者	11.0%	5.1%	9.0%以下	達成

※小数点以下第2位で四捨五入

【指標3 合計特殊出生率】

平成25年の1.50から平成26年に1.55に増加し、3年間同数で推移していましたが、平成29年(直近)は1.56に増加しました。国の1.43を上回り、県と同率になっていますが、人口維持に必要な2.07は下回っている状況です。

策定時の値 (平成25年)	直近値 (平成29年)	目標値 (令和元年)	達成状況
1.50	1.56	1.54以上	達成

(3) 個別事業の指標の達成状況

122 指標のうち、72 指標 (59.0%) が 75.0%以上の達成率で目標値を達成又はほぼ達成しています。また、28 指標 (23.0%) で基準値を上回って目標値に近づいており、これら 100 指標 (82.0%) で目標に向けて進捗が見られました。一方で、基準値と同じ指標数が 3、基準値から低下している指標数が 19 あります。

進捗が見られなかった事業については、課題等に対し具体的な対応を図りながら今後も引き続き取組を進めるとともに、第二期計画においては現在の状況やニーズに合わせて必要に応じて事業内容を見直し、成果を的確に把握できる指標の設定を検討します。

基本目標	指標数	判定基準			
		目標値を達成 又はほぼ達成 している	目標値に近づ いている	基準値と 同じ	基準値から 低下
① 幼児期の教育・保育の充実	15	10 (66.7%)	3 (20.0%)	0 (0%)	2 (13.3%)
② 子育て支援の充実	46	29 (63.0%)	10 (21.7%)	1 (2.2%)	6 (13.0%)
③ 専門的な支援の充実	61	33 (54.1%)	15 (24.6%)	2 (3.3%)	11 (18.0%)
計画全体	122	72 (59.0%)	28 (23.0%)	3 (2.5%)	19 (15.6%)

[進捗が見られなかった主な事業の課題]

事業名	課題
ファミリー・サポート・センター	平成27年度から開始した病児・病後児の預かりサービスの活動実績が少ないため、他自治体の状況等について調査・研究を行い、効果的な利用促進を図る必要があります。
児童育成地域組織に対する活動支援	児童育成地域組織に参加する保護者等の減少や組織役員のなり手不足など、組織の継続が難しくなっています。
発達相談・すくすく広場・あそびの教室	フォロー教室運営スタッフの確保が困難になっています。
障害児通所支援	障害児の福祉サービスを必要とする対象児が年々、増加傾向にあり、ニーズがあっても現在の事業所だけでは不足しており、事業所としても受け入れたくても場所やスタッフの確保ができない状況にあります。 障害の重度化・重複化もあり、事業所等のサービス提供側であっても障害の特性に応じた対応ができない場合があります。

5 長野市の子ども・子育て支援にかかる課題

各種制度の動向や長野市の子ども・子育て環境の状況、第一期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の長野市の子ども・子育て支援にかかる課題を整理すると、以下のとおりです。

(1) 母親の就労意欲と保育ニーズの高まりへの対応

国は、女性活躍社会の実現を推進し、また、子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プラン等において、結婚・出産後も安心して働き続けることができる環境の整備を進めています。

本市でも女性の労働力率が高まり、いわゆるM字カーブが解消されてきています。また、ニーズ調査の結果では、フルタイムで働く母親の割合が増加しており、保育ニーズや安全・安心な放課後の居場所の確保へのニーズは今後も拡大することが予想されます。

一方、長時間労働の問題等を背景に、働き方を見直す動きが広がっています。仕事と子育ての両立を促進するための制度は整備が進んでいますが、積極的に活用されていない状況もうかがえます。また、ニーズ調査では、仕事と子育ての両立に必要なこととして、配偶者の協力が最も高くなっています。



- 保育ニーズの把握に努めつつ、計画的な教育・保育の提供体制を整備するとともに、質の高い教育・保育を確保・向上していくために、特に保育士の確保を図る必要があります。
- 仕事と子育ての両立を支援するために、各種制度の整備促進と併せ、職場の子育て家庭に対する理解・協力や働き方の見直し等を促進し、男性も積極的に子育てに関わることができる就労環境づくりが必要です。

(2) すべての子どもの健やかな育ちを支える体制の強化

子どもの将来が生まれ育った家庭環境に左右されることのないよう、子どもの貧困対策が進められています。また、一人ひとりの障害特性に応じた「合理的配慮」の提供が求められています。さらに、児童虐待が深刻化する中、児童相談所の体制強化や親による体罰の禁止が定められました。

本市では、市政の最上位計画である「第五次長野市総合計画」において、子ども・子育て支援関連施策として、切れ目のない子ども・子育て支援と社会的援助を必要とする家庭等の自立支援を掲げています。

ニーズ調査の結果をみると、子育ての悩みや不安として、経済的負担に加え、子どもの発達・成長、子どもとの関わりについて悩んだり不安に感じたりしている保護者が多い状

況がうかがえます。

第1期計画の進捗状況では、専門的支援の充実において進捗が見られなかった事業が多く、専門的人材の確保が課題となっています。



- すべての子どもの健やかな成長を支えていくために、専門的人材の育成・確保を図りつつ、多職種が連携し、困りごとや課題等を抱える子どもを包括的に支えていく体制のさらなる強化を図っていく必要があります。
- 子育てをする家庭や保護者を早期に把握し、必要に応じて専門的な支援につなげていくために、様々な機会を通じて状況把握に努めるとともに、子どもや子育て家庭に関わる人材をはじめ、地域全体で児童虐待、障害等に対する理解を深めていく必要があります。

(3) 結婚や子育てに希望を持ち、叶えることができる社会づくり

全国的に少子化が進む背景として、晩婚化、未婚化が挙げられています。本市においても男女ともに未婚率が上昇しています。また、本市の合計特殊出生率は全国平均より高く、この10年間で上昇傾向がみられるものの、子育て家庭の希望とされる1.8には届いていない状況です。

ニーズ調査の結果をみると、前回調査の結果と比べて、子育てが「とても楽しい」が増加したものの、「まあ楽しい」が減少し、それらを合わせた『楽しい』の割合が減少しています。また、子育てを負担に感じている人の割合が減少した一方で、「どちらともいえない」の割合が増加しています。



- 子育て中の親が子どもの成長に喜びを感じ、子育てを楽しいと思えるような環境づくりを推進していく必要があります。
- 若者が結婚や妊娠・出産、子育てについてポジティブにとらえることができ、その実現に向けた支援の充実を図っていく必要があります。

(4) 子どもの育ちと子育て家庭を地域全体で支えあう体制づくり

核家族化等や近隣関係の希薄化を背景に、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、少子化の影響により兄弟姉妹の数が減ったり、地域の中に子どもがいる世帯数が減ったりし、子ども同士や子育て家庭同士の交流や関わりが減少してきています。

本市においても、核家族世帯の数が増えています。また、ニーズ調査の結果をみると、前回調査と比べて、日常的に祖父母などの親族に子どもを見てもらえる保護者が減少しています。

国は、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指しています。



- 地域の多様な主体が子どもの健やかな成長を支え、子育て家庭を支援するための取組を推進していくために、子育て支援活動の活性化に向けた取組に力を入れていく必要があります。
- 地域全体が子育てに対する理解を深め、また、子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、様々な世代や子育て家庭同士の交流機会や居場所づくりを推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが健やかに成長するために

キャッチフレーズ

～わくわく子育て すくすく子ども～

2 計画推進のための基本的な視点

国・県の動向や長野市が目指す子ども・子育て支援の方向性を踏まえ、計画推進のための基本的な視点を以下のとおりとします。

① 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。

② 全ての子どもの健やかな育ちを支援する

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

③ 連続性を踏まえた発達を支援する

乳幼児期から学童期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度等を獲得していく発達過程を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整えます。

④ 親としての成長を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

⑤ 社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことを目指します。

3 成果指標

※基本理念を踏襲しており、その実現度を評価するための指標も踏襲することとします。

子育てが喜びとなっている状況について、「親が子育てに不安や負担を抱えながらも、子どもの健やかな成長を願いつつ、家族や親せきをはじめ、周囲の人たちの支えや理解・協力を得ながら、楽しく子育てをしている状況」とし、また、親が過度に不安や負担を感じている状態は、子どもの健やかな成長や子どもを産み育てることへの希望にも影響すると考え、本計画の成果を評価するための成果指標を以下のとおり設定します。

指標1 子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合

対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
就学前児童の保護者	90.1%	●%以上
小学生児童の保護者	85.9%	●%以上

指標2 子育てに「とても不安や負担」を感じる保護者の割合

対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
就学前児童の保護者	5.1%	●%以下
小学生児童の保護者	5.1%	●%以下

指標3 合計特殊出生率

現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
●	●

4 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標
<p style="text-align: center;">すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが健やかに成長するために すくすく子育て すくすく子ども</p>	<p style="text-align: center;">子どもの最善の利益が実現される社会を目指す</p>	<p>I 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする</p>
	<p style="text-align: center;">全ての子どもの健やかな育ちを支援する</p>	<p>II 子どもが健やかに育つよう子育て・育ちを支援する</p>
	<p style="text-align: center;">連続性を踏まえた発達を支援する</p>	<p>III 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する</p>
	<p style="text-align: center;">社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う</p>	<p>IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する</p>

基本施策	個別施策
① 結婚の支援	1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援
② 妊娠・出産期の支援	2 妊娠・出産期の支援・相談体制の充実
③ 幼児期の子どもが必要な教育・保育を受けられる環境の整備	3 幼児期の教育・保育施設等の整備
	4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
	5 認定こども園の整備促進
④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進
	7 職員配置の充実
	8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進
⑤ 障害児支援の充実	9 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実
	10 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化
	11 特別支援教育の充実
	12 障害等に対する理解促進
⑥ 乳幼児期から学齢期までの子育て支援の充実	13 乳幼児期の母子保健、相談体制の充実
	14 地域子ども・子育て支援の充実
	15 経済的支援の充実
⑦ 社会的な支援の必要性が高い子どもと家庭への支援の充実	16 ひとり親家庭の自立支援の推進
	17 子どもの貧困対策の推進
⑧ 児童虐待防止対策の充実	18 関係機関との連携及び相談体制の強化
	19 虐待の発生予防、早期発見・早期対応
	20 地域や社会的養護施策との連携
⑨ 地域における子育て支援の推進	21 子育て支援ネットワークづくり
	22 地域における子ども・子育て支援活動の活性化
⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	23 働き方の見直しの促進
	24 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第2部

施策の展開

基本目標Ⅰ 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする

基本施策① 結婚の支援

■施策推進の背景と課題

- 価値観やライフスタイルの多様化等を背景に未婚化・晩婚化が進行し、50歳時未婚率が上昇しています。
- 結婚は個人の意思によるものですが、希望する結婚の実現が難しい社会であるとの指摘もある中で、少子化対策として結婚支援に取り組む自治体が増えてきています。
- 本市においても、若者の結婚を支援するための課を設置し、結婚や子育てについて考えるきっかけづくりや、出会いの機会や独身者の魅力向上のための各種講座の開催等を通じて結婚支援を行っています。
- 今後も若者の結婚に対する意識や課題等を把握しながら、結婚の良さや子育ての楽しさを感じることができる取組の充実を図っていく必要があります。

■施策の方向

- 結婚観やライフスタイルが多様化する中で、結婚、妊娠・出産、子育てに対する不安感や負担感の軽減が図れるよう早期に自分自身の人生設計を考え、自己の将来をイメージできる機会の充実を図ります。

■施策の展開

個別施策1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援

若者を対象に、セミナーやワークショップ等の開催を通して、家庭を築くために必要なことや妊娠・出産に関する知識など、人生設計の参考になる情報を伝えることで将来を考える機会を提供します。

<主な事業>

0101 ライフデザイン講座等の開催支援（新規）

マリッジサポート課

【事業概要】

- 市内の学生等を対象に、結婚・子育てを含む将来のライフデザインについての講座を開催します。
- 市内学生による結婚・子育てを含む将来のライフデザインについてのワークショップ等の開催により、ライフデザイン啓発冊子等を作成し、同年代の若者へ向けて配布するなど情報発信を実施します。

【取組方針】

- 学生等にとって身近ではない「結婚、妊娠・出産、子育て」に関する情報を様々なかたちで提供することで、自己の将来をイメージする機会をつくれます。
- 「結婚、妊娠・出産、子育て」への漠然とした不安感、負担感を軽減することで、「結婚」がより身近なものになるよう機運の醸成を図ります。

【事業概要】

- 若手社会人を対象に、ライフデザインについて考える機会を提供し、「結婚」への意識を高める機会とします。
- 若者が気軽に参加できるセミナーを開催することで、市内の業種の異なる若者同士の情報交換の場とします。

【取組方針】

- まだ結婚を意識していない若年層に、自分自身の人生設計について考える機会を提供することにより、「結婚」への意識を高めます。
- 併せて同世代の独身者が交流することで、情報交換、人脈づくりなどの場とします。

基本施策② 妊娠・出産期の支援

■施策推進の背景と課題

- 未婚化・晩婚化等に伴い出生数の減少とともに、出産年齢は上昇傾向にあり、不妊に悩む人もいます。また、核家族化が進む中、身近に支援者がいない家庭もみられることから、不安や悩みを抱える妊産婦や家族に対して、安心して妊娠・出産・子育てできるための支援が必要です。
- 国では、妊産婦及び乳幼児に対し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援の体制を構築するため、市区町村に令和2年度末までに「子育て世代包括支援センター」を設置するよう求めています。

■施策の方向

- 妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。
- 支援が必要な家庭等を早期に把握し、継続した相談支援を行うとともに、適切に関係機関や各種制度等へつなぐよう努めます。
- 不妊に悩む夫婦への支援を実施します。

■施策の展開

個別施策2 妊娠・出産期の支援・相談体制の充実

市役所本庁及び保健センターに母子保健コーディネーター（専任保健師）を配置し、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援をする「子育て世代包括支援センター」（ながの版ネウボラ）を推進するとともに、乳幼児健康診査やマタニティセミナーなどの母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。

また、妊娠を望む夫婦に対して、特定不妊治療にかかる経済的負担の軽減のため公費負担を実施します。

<主な事業>

0201 妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）（新規）

健康課

【事業概要】

- ・「子育て世代包括支援センター」として、妊産婦及び乳幼児の母子保健に係わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。

【取組方針】

- 市役所本庁及び保健センターに母子保健コーディネーター（専任保健師等）を配置し、妊娠期から子育て期に渡る総合的相談支援の窓口として、悩みや不安等の相談に応じます。

0202 妊婦健康診査

健康課

【事業概要】

- 妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健康診査にかかる負担を公費負担します。

【取組方針】

- すべての妊婦が安心して安全に出産できるように、公費負担を継続していきます。

0203 産婦健康診査（新規）

健康課

【事業概要】

- 出産後間もない産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等）を行い母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るために受診する産婦健康診査料を公費で助成します。

【取組方針】

- 妊娠届出時に受診券を2枚配布し、医療機関において出産後に健診を受診した産婦が、産後うつなどにより支援を必要とする場合に、訪問指導、産後ケア事業の利用を勧奨するなど、産婦を支援するとともに、乳児への虐待予防を図ります。

0204 はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

健康課

【事業概要】

- 生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

【取組方針】

- 子育て支援及び虐待防止の観点から、引き続き実施します。
- 産後うつ病のリスク度判断に役立つEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、産後の母親に対して効果的な支援につなげます。

基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する

基本施策③ 幼児期の子どもが必要な教育・保育を受けられる環境の整備

■施策推進の背景と課題

- 母親の就労意向の高まり等に伴い、保育ニーズが拡大しています。特に3歳未満児の利用者が増加しているほか、認定こども園や幼稚園の預かり保育の利用率が高まっており、ニーズに応じた教育・保育施設等の整備が求められています。
- 国は「子育て安心プラン」により、女性の就業率が80%に高まった場合でも対応できる受け皿の整備を進めています。また、企業主導型保育事業を創設し、多様な保育ニーズへの対応を図っています。
- 本市では、3歳未満児の保育需要が増える一方で、幼稚園では定員割れとなっており、希望する幼稚園の認定こども園への移行を支援していく必要があります。
- ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得した母親のうち、4割弱が年度初めの入園に合わせたタイミングで職場に復帰したいと回答しています。年度途中からの入園希望に対応できるよう、保育士の確保に努めながら、適正な利用定員を確保していく必要があります。

■施策の方向

- 的確なニーズ把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するための取組を行いながら、ニーズに応じた教育・保育事業の提供体制の確保に努めます。
- 保育所等と連携した地域型保育事業等の促進により、3歳未満児の保育ニーズに対応します。

■施策の展開

個別施策3 幼児期の教育・保育施設等の整備

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努めつつ、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設による適切な利用定員の確保を図るとともに、保育所等と連携した小規模保育等の促進を図ります。

※第3部に量の見込みと確保方を記載

<主な事業>

0301 1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めるとともに、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

【取組方針】

- 認定こども園や施設型給付制度への移行希望に基づき、移行を希望する法人に対しては、必要な助言等を行います。
- 幼稚園の預かり保育への財政的な支援を継続します。

0302 2号認定（保育利用）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めるとともに、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定します。

【取組方針】

- 利用定員の弾力運用により受入れを実施している保育所等について、量の見込みを踏まえ、適正な利用定員の設定を促します。

0303 3号認定（0歳）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めるとともに、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。
- 満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

【取組方針】

- 引き続き、年度途中の入園希望に対しスムーズな対応が取れるよう既存園の利用定員の再配置と幼稚園の認定こども園への移行を促します。
- 慢性化する保育士不足に対応するため、保育士確保に向けた取組を更に推進するとともに、私立保育所等の協力を得ながら保育スペースの確保を図ります。

0304 3号認定（1・2歳）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めるとともに、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。
- 満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受け、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

【取組方針】

- 引き続き、年度途中の入園希望に対しスムーズな対応が取れるよう既存園の利用定員の再配置と幼稚園の認定こども園への移行を促します。
- 慢性化する保育士不足に対応するため、保育士確保に向けた取組を更に推進するとともに、私立保育所等の協力を得ながら保育スペースの確保を図ります。

個別施策4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。

<主な事業>

0401 産休・育休明け入所予約制度

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、保育所の入所申込みについて予約制度を取り入れることにより、職場復帰への不安を解消します。

【取組方針】

- 引き続き、育児休業明けの入園予約を実施することで、児童が1歳の誕生日まで安心して育児休業を取得し、スムーズな職場復帰の支援をします。

0402 保育士資格保有者の活用

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ハローワーク及び保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うため、就労条件等を含めた処遇改善を図るとともに、保育現場就労に向けた研修や職場体験(実習)の機会を設けます。

【取組方針】

- 県内外養成校の地元出身の学生を対象とした市内保育所への就職要請や、市内養成

校を通じた保育士募集等の取組を推進します。

0403 保育コーディネーター事業(新規)

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、保育に関する専門相談員として、様々な相談や保育サービスの情報提供を行います。

【取組方針】

- 保護者の希望や家庭状況を聞き取り、適切な相談対応を行います。また、保育サービスのガイド役として情報の提供や収集、ニーズの把握など利用に向けて必要な支援を行います。

個別施策5 認定こども園の整備促進

市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。

なお、幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。

<主な事業>

0501 認定こども園整備促進

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 就学前の子どもに関する教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供する機能を備えた認定こども園の設置が促進されるよう支援します。

【取組方針】

- 施設を運営する法人に対し、認定こども園に関する理解を深めてもらうため、引き続き認定こども園に関する情報を私立園に提供します。
- 認定こども園へ移行を希望する法人に対し、必要な助言を行います。

基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上

■施策推進の背景と課題

- 幼児期の教育の重要性を鑑み、幼稚園教育要領と保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性が図られています。
- 本市では平成29年4月に「乳幼児期の教育・保育の指針」を策定し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、家庭、地域、教育・保育施設の共通理解のもと、連携した施策推進に取り組んでいます。
- 小学校と近隣の幼稚園、保育所及び認定子ども園の間で目指す子ども像と共通して取り組むことを共有しながら、「接続期カリキュラム」を作成し、子どもの育ちをつなげるための円滑な接続に取り組んでいます。
- 全国各地での保育所等における事故等を受け、教育・保育施設における安全・安心の確保が求められています。一方で、全国的な保育士不足の中、手厚い保育士配置を推進していくためにも、保育士確保に向けた取組に力を入れていく必要があります。
- 第二期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる基本指針では、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保や外国につながる幼児への支援・配慮が盛り込まれており、本市においても専門性の高いきめ細かな支援体制の充実を図っていく必要があります。

■施策の方向

- 幼稚園・保育所・認定こども園や小学校において、年齢や成長段階に応じた発達や関わり方、実践方法等を共有しつつ、その連続性を踏まえ、一人ひとりの状況に即した取組を推進します。
- きめ細かな幼児教育・保育と子どもの安全・安心を確保するため、保育士等の確保に努めつつ、職員配置の充実を図るとともに、職員の資質及び専門性を高めるための取組を推進します。

■施策の展開

個別施策6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校の連携体制を維持しつつ、幼児期の保育と教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、共通した考え方に基づいた実践活動を行います。

また、教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しない家庭も含めたすべての子どもと保護者に対し、関係機関と幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等と連携した支援を図ります。

<主な事業>

【事業概要】

- 幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校が相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育と小学校における教育の円滑な接続を図ります。

【取組方針】

- 幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校での接続期カリキュラムに基づく実践を通して、より円滑な接続について研究を進めると共に、接続期カリキュラムの改善を図ります。

【事業概要】

- 気軽に親子の交流や子育て相談ができるこども広場において、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【取組方針】

- 利用者支援事業による子育て相談や情報提供の充実、関係機関との連絡調整、連携・協働体制の構築により、寄り添い型の子育て支援を行い、利用促進を図ります。
- 民間遊戯施設などと連携し、混雑時間帯の緩和を図り、利用しやすい環境を整備していくとともに、開館時間の変更を検討します。

【事業概要】

- 複数の保育所等に併設されている地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を行います。

【取組方針】

- 支援センターに勤務する子育て支援員の研修の充実を図ります。
- 少子化による影響及び3歳児未満児の保育所の入所状況等を勘案しながら、支援センターの設置について検討します。

【事業概要】

- 未就園児と保護者を対象とした園開放を行い、在園児と交流することに加え、講演会・講習会・父と子のふれあい事業を通し、子育ての情報提供を行います。

【取組方針】

- 未就園児を持つ家庭へのサービスとして、引き続き実施していきます。

個別施策7 職員配置の充実

子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。
また、一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援員等の養成を支援します。

<主な事業>

0701 教育・保育施設等の職員配置の充実

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 教育・保育施設の運営基準を上回る、手厚い職員配置の確保に努めます。

【取組方針】

- 基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、引き続き基準以上の配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行います。

0702 子育て支援員の育成・確保

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 育児経験豊かな主婦等を主な対象に、子ども・子育て支援事業等に実際に従事するための必要な研修・講習を行い、研修をした者を「子育て支援員」として県が認定します。

【取組方針】

- 県の子育て支援員養成講習について市民へ周知し、受講者をさらに増やすよう努めます。
- 現認研修、スキルアップ研修の充実により子育て支援員の資質向上を図ります。

0703 保育士資格保有者の活用（再掲）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ハローワーク及び保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うため、就労条件等を含めた処遇改善を図るとともに、保育現場就労に向けた研修や職場体験(実習)の機会を設けます

【取組方針】

- ・県内外養成校の地元出身の学生を対象とした市内保育所への就職要請や、市内養成校を通じた保育士募集等の取組を推進します。

個別施策8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進

各施設における職員研修の実施や関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加を促進するとともに、教育・保育施設等職員の合同研修の実施などを行い、専門性の向上に向けた取組を促進します。

また、職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。

<主な事業>

0801 職員研修の促進

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・長野市保育士研修計画に基づき、「専門的な知識・技術」を習得するための研修に取り組みます。
- ・幼稚園・公立保育所職員合同研修を企画立案するとともに、未満児・障害児研修等職場外研修を開催します。

【取組方針】

- ・保育の質の向上のため、外部研修に加え、園内研修の充実を図ります。

0802 園の自己評価の促進

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・長野県福祉サービス第三者評価基準をもとに、公立保育所運営の自己評価を行います。
- ・私立保育所については、質の向上に取り組む一環として、第三者評価の受審等の働きかけを行います。

【取組方針】

- ・公立保育所では、外部機関による第三者評価を計画的に実施します。
- ・私立保育所に対して、引き続き園の自己評価及び第三者評価が保育の質の向上を図る上で重要であることを啓発します。

0803 職員処遇改善事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 公定価格に基づく職員処遇改善を図るとともに、公立保育所嘱託保育士等の賃金を含めた処遇改善にも取り組みます。

【取組方針】

- 民間保育士等の処遇改善については、今後も国の方針に基づき実施します。
- 公立保育所等の非常勤職員については、令和2年度から施行される会計年度任用職員制度に従い実施します。

基本施策⑤ 障害児支援の充実

■施策推進の背景と課題

- 障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、一人ひとりの発達状況や障害特性等に応じた専門的かつ総合的な支援が必要です。そのためには、身近な地域での医療・療育の提供や保健、福祉及び教育分野の円滑な連携による成長・発達に応じた一貫した支援が求められます。
- 本市では、子どもに関わる各分野の関係者や関係機関が連携し、総合的な発達支援の推進に取り組んでいます。医療的ケアの必要な子どもを受け入れるため、公立保育園への看護師の加配配置や市立小・中学校への看護師資格を持つ特別支援教育支援員の配置をしており、安定した看護師の人材確保を図っていく必要があります。
- また、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携及び特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの能力と個性を伸ばしていく必要があります。
- 障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するため、障害者権利条約の理念を踏まえ、また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が求められています。

■施策の方向

- 関連分野の関係者や関係機関等が連携し、乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援体制と、より専門性の高い支援が受けられる体制の強化を図ります。
- 様々な機会を通じて障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消、合理的配慮が提供されるよう「心のバリアフリー」を実現するための取組を促進します。

■施策の展開

個別施策⑨ 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実

保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。また、障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査や健康教室において把握に努めるとともに、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

<主な事業>

0901 発達支援あんしんネットワーク事業

子育て支援課

【事業概要】

- ・発達に支援が必要な子どもや保護者に対して、情報を共有するとともに総合的な支援方法を検討するため、関係機関の関係者が連携する「地域発達支援会議」を開催し

ます。

- 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援専門チームが保育所等を巡回訪問し、園や家庭での対応方法について助言します。

【取組方針】

- 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が切れ目なく実施できるよう、地域発達支援会議で保育所等を交えて事例検討を実施するなど、関係機関の連携につなげます。
- 発達が気になる園児と保護者への相談支援を行うとともに、園から小学校へのスムーズな移行のために関係機関と連携しながら、支援会議、関係者会議を開催していきます。

0902 乳幼児健康診査

健康課

【事業概要】

- 乳幼児期に総合的な健診を実施し、発育状況の確認及び疾病・障害等の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。

【取組方針】

- 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、疾病等の早期発見及び早期治療を促進します。
- 未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、受診率の向上を目指します。

0903 障害者相談支援センター

障害福祉課

【事業概要】

- 障害者相談支援センターの相談員が、障害児やその家族からの相談を受け、有効な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

【取組方針】

- さまざまな相談に対応し、関係機関と連携して、保健・医療・福祉・雇用・教育生活環境など、障害のある人の生活全般にわたる相談体制の一層の強化・充実を推進します。

0904 障害児相談支援・計画相談支援

障害福祉課

【事業概要】

- 指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し地域での生活を支援します。

【取組方針】

- ・相談支援専門員が行う相談支援、作成するサービス等利用計画の質の向上を目指します。

0905 長野市障害ふくしネットこども部会

障害福祉課

【事業概要】

- ・保健、福祉、教育に携わる関係者のこども部会への参加による障害への理解や福祉分野との連携の必要性に対する理解促進を図ります。

【取組方針】

- ・部会で話し合う課題を整理した上で、関係者の意見交換や情報交換を行います。
- ・障害のあるこどもの支援ガイド「情報ツアー」発行し、活用を図ります。

個別施策 10 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

幼稚園・保育所・認定こども園において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応や適切な教育的支援が可能な体制の強化を図ります。

障害児が利用する通所支援事業所の確保とスタッフの正しい知識の習得に努め、提供サービスの資質向上を図ります。

<主な事業>

1001 障害児保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・研修等を通じて、障害に対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上や加配等を図るとともに、医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受入体制の整備を図ります。

【取組方針】

- ・特別支援に関わる研修会の開催の開催と、教育・保育施設職員全体が障害に対する専門的な対応が可能となる研修内容の検討を進めます。
- ・医療的ケア児の受入れ体制については、安定した看護職の人材確保に努めます。

1002 教育・保育施設の施設訪問(にこにこ園訪問)

子育て支援課

【事業概要】

- 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。

【取組方針】

- 発達が気になる園児と保護者への相談支援を行うとともに、園から小学校へのスムーズな移行のために関係機関と連携しながら、支援会議、関係者会議を開催していきます。

1003 障害児通所支援

障害福祉課

【事業概要】

- 障害児に対し、児童発達支援（未就学児童）、医療型児童発達支援（医学的管理下での支援が必要な児童等）、放課後等デイサービス（就学児童）、保育所等訪問支援を提供します。

【取組方針】

- 本人や家族の相談支援を行い、サービス等利用計画に基づき、利用者の目的にあったサービスを提供するとともに、定期的にモニタリングを行い、提供しているサービス内容を検証します。
- 障害別の講演会等を開催し、スタッフが障害に対する正しい理解と支援を学習する機会を設け、提供サービスの資質向上を図ります。

1004 障害児自立サポート事業

障害福祉課

【事業概要】

- 障害児が自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での介護負担を軽減します。

【取組方針】

- 「放課後休日・いつでもサポート」と「外出サポート」のそれぞれのサービスについて、実施事業者への聞き取り等により、実施内容の把握を行い、事業内容の見直しを検討します。

1005 心身障害児親子交流保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 心身障害児施設入所者及び保護者と交流保育所園児との定期的な交流を促進します。

【取組方針】

- 本事業の対象となる児童が利用している施設に説明し、理解を得ていきます。

1006 障害児親子交流体験

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 入園とならない障害児を対象とした受入可能公立保育所の園児との交流を促進します。

【取組方針】

- 引き続き、公立全園で受入体制を確保し、実施します。

個別施策 11 特別支援教育の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに学校をはじめ関係機関との連携を深めながら、乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を通じて、保護者や子どもに対し、十分な情報提供を行います。

また、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携強化を図るなど、様々な特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めるとともに、庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。

<主な事業>

1101 長野市教育センター研修講座の開催

学校教育課

【事業概要】

- 教職員の指導力、支援力向上を図るための特別支援教育講座を実施します。

【取組方針】

- 講座の内容・講師を検討し、学校のニーズにあった研修講座の実施に努めます。

1102 特別支援教育支援員の配置

学校教育課

【事業概要】

- 市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。

【取組方針】

- 学校のニーズを的確に把握し、効果的・効率的な配置を心がけるとともに、人員の確保に努めます。
- 特別支援教育支援員を加えた学校全体としてのチーム支援のあり方について研究し

ていきます。

1103 特別支援教育巡回相談員

学校教育課

【事業概要】

- 臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校訪問及び主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行います。

【取組方針】

- 指導が難しい事例のある学校に対して活用を呼びかけます。
- 巡回相談をより充実させ、学校全体としてのチーム支援のあり方について研究していきます。

1104 幼保小連絡会議、小中連絡会

学校教育課

【事業概要】

- 幼稚園・保育所、障害児通所支援事業所から小学校への円滑な接続、中学校就学、高校入学に当たっての情報交換を実施します。

【取組方針】

- 課題となる点を中心に、各校の実態に応じた方法により取り組みます。

1105 教育支援委員会

学校教育課

【事業概要】

- 臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校訪問及び主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行います。

【取組方針】

- 就学先判断後においても一貫した支援を行うとともに、学びの場の見直しを引き続き丁寧に行います。

個別施策 12 障害等に対する理解促進

子どもの状況に応じた適切な子育てや早期療育の促進を図るため、保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行います。

また、市民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図ります。

障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく共生社会を実現するため、学校、企業、地域など様々な場面で「心のバリアフリー」の実現に向けた取組を強化します。

<主な事業>

1201 障害理解の学習会の開催

障害福祉課

【事業概要】

- 地域からの依頼により民生児童委員等を対象にした学習会や、障害ふくしネットと連携した公開学習会を開催します。

【取組方針】

- 障害特性の理解や対応についての研修を、対象ごとにテーマを絞って実施していきます。

1202 障害理解に関するリーフレット作成

障害福祉課

【事業概要】

- 障害当事者の立場から、社会的障壁に関するリーフレットを作成し、市内小学校等に配布します。

【取組方針】

- 引き続き障害理解のためのリーフレットを作成します。

1203 障害者週間事業

障害福祉課

【事業概要】

- 毎年12月3日から12月9日までの障害者週間で障害理解に関する講演会等を開催します。
- 広報ながので啓発活動を行います。

【取組方針】

- 障害者等への関心と理解をさらに深めてもらうため、開催時期や内容等について工夫したうえで、継続して開催していきます。

基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑥ 乳幼児期から学童期までの子育て支援の充実

■施策推進の背景と課題

- 妊娠期からの切れ目のない支援において、特に3歳未満までの子どもを持つ家庭へのきめ細かな支援により子育てにおける不安・負担感の解消や虐待防止につながります。
- 母親の就業率の上昇に伴い、小学校入学後の子どもの居場所の確保が課題となっています。本市では留守家庭児童に加え、希望する児童を預かる「放課後子ども総合プラン」を推進しており、生活の場として、また様々な体験・交流の場としてさらなる充実を図っていく必要があります。
- ニーズ調査では、子育ての悩みとして、就学前児童保護者、小学生保護者とも「将来予想される経済的負担」の割合が最も高くなっており、子育てにかかる経済的支援の充実が求められています。

■施策の方向

- 乳幼児期から学童期までの子育て家庭に対する包括的かつ切れ目のない子育て支援の充実と、支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげる体制の強化を図ります。
- 学童期の子どもが放課後等に安全で安心して過ごすことのできる居場所の充実に努めます。
- 子どもが健やかに成長できるための家庭への支援の充実と子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

■施策の展開

個別施策13 乳幼児期の母子保健、相談体制の充実

はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）などの母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、こども広場に「子育てコンシェルジュ」を配置し、地域や関係機関との連携を図りつつ、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。

また、子育てサークル活動への支援や継続した相談支援等により社会的孤立の防止対策に努めるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図ります。

<主な事業>

1301 妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）（新規）（再掲）

健康課

【事業概要】

- ・「子育て世代包括支援センター」として、妊産婦及び乳幼児の母子保健に係わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。

【取組方針】

- ・市役所本庁及び保健センターに母子保健コーディネーター（専任保健師等）を配置し、妊娠期から子育て期に渡る総合的相談支援の窓口として、悩みや不安等の相談に応じます。

1302 妊産婦・乳幼児健康相談**健康課****【事業概要】**

- ・妊娠出産期から乳幼児期の健康や、育児に関することについて、相談を受け付けます。

【取組方針】

- ・妊産婦・乳幼児の健康や育児について、気軽に保健師に相談できる機会として、引き続き実施します。

1303 こども相談室**子育て支援課****【事業概要】**

- ・0歳から18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、様々な相談を、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。

【取組方針】

- ・相談者の思いに寄り添い、丁寧な相談対応に努めるとともに、相談内容に応じて適切に関係機関へつなげていきます。

1304 子育てコンシェルジュ（新規）**保育・幼稚園課****【事業概要】**

- ・子育て家庭等にとって身近な場所にある日常的な相談窓口として、相談者のニーズに沿った適切な支援の紹介や情報の提供を行います。

【取組方針】

- ・不安や悩みなど個別の状況を把握し、必要な情報の提供や、子育て支援に関する事業や関係機関とのつなぎ役として、相談者の目線に寄り添った支援を行います。

【事業概要】

- 乳幼児期に総合的な健診を実施し、発育状況の確認及び疾病・障害等の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。

【取組方針】

- 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、疾病等の早期発見及び早期治療を促進します。
- 未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、受診率の向上を目指します。

【事業概要】**《健康教室》**

- 母親同士の交流促進及び乳幼児期の発達チェックによる障害の早期発見を図ります。

《2歳児フッ化物塗布事業》

- フッ化物塗布、歯科検診・ブラッシング実技指導を体験することにより、正しい磨き方・食生活等むし歯予防・歯周病予防の習慣付けをします。

《離乳食講習会》

- 離乳食の進め方を中心に乳幼児の栄養管理について知識の普及を図ります。

《幼児食講習会》

- 幼児食の進め方を中心に、幼児の栄養管理及び口腔機能の育成、歯みがきについて知識の普及を図ります。

【取組方針】**《健康教室》**

- 保護者同士のコミュニケーションの促進と乳幼児期の発達の節目にあたる時期に実施することで、発達チェックによる障害・疾病の早期発見及び早期治療を促進します。

《2歳児フッ化物塗布事業》

- 乳歯を虫歯から守るための啓発として、フッ化物塗布の体験事業を開催します。

《離乳食講習会》

- 離乳食の進め方を中心に乳幼児の栄養管理について知識の普及をするため、引き続き実施します。

《幼児食講習会》

- 幼児食の進め方を中心に、幼児の栄養管理及び口腔機能の育成、歯みがきについて

の知識を普及するため、講習会を開催します。

個別施策 14 地域子ども・子育て支援事業の充実

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設利用者のみならず、全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談や情報提供などが受けられる「地域子育て支援拠点」、放課後等の児童の居場所などを提供する「放課後子ども総合プラン」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

※第3部に量の見込みと確保方策を記載

<主な事業>

1401 利用者支援事業

保育・幼稚園課、健康課

【事業概要】

[基本型]

- 市内2か所のこども広場において、世代間交流の促進及び地域のボランティア団体との協働並びに教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。

[母子保健型]

- 妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援につなげるための総合相談窓口として、様々な相談に対応し、支援が必要な際は、その内容に応じた適切な対応先を紹介することで、相談者の不安を軽減します。

【取組方針】

[基本型]

- こども広場に利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、子育て支援について保健、医療、福祉等関係機関との連携を図り、個別のニーズを把握することで利用者に寄り添った継続的な支援を行います。

[母子保健型]

- 母子保健コーディネーターの配置を拡充するとともに、地区保健センターと連携することにより、市内全域にわたる支援体制の充実を図ります。
- 本庁健康課総合窓口について、ネウボラ相談窓口と位置づけ、既存の相談スペースを拡充するとともに、子どもスペースを併設して、子供連れの方でも安心して相談を受けられるよう環境の整備を推進します。

1402 延長保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 公立保育所については、延長保育事業を指定した園において、私立保育所については原則全ての園において、それぞれ 11 時間開所を超える延長保育を実施します。

【取組方針】

- 引き続き、私立保育所等を中心に延長保育を実施します。

1403 放課後子ども総合プラン

こども政策課

【事業概要】

- 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。

【取組方針】

- 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童^{注1}の受入れを令和6年度までに、全 54 小学校区で実現することを目指します。
- 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザー^{注2}や地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全 54 小学校区で定期的かつ継続的に提供します。
- 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員研修等の充実を図ります。
- 小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- 実施時間は、各小学校区の運営委員会が地域の実情や保護者の意向を踏まえて検討した方針を尊重して決定します。

^{注1} 労働等の理由により保護者が昼間家庭に居ない児童及び病気、出産、家族の介護等の理由により保護者による当該児童の保護が困難と認められる児童以外の児童で、放課後子ども総合プラン事業の利用を希望する児童

^{注2} 児童の遊び及び学習、スポーツ、文化活動等を支援する者として市長が登録した者

1404 ショートステイ・トワイライトステイ

子育て支援課

【事業概要】

- 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において一定期間預かり、養育します。

- 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設において一時的に預かり、養育します。

【取組方針】

- 児童虐待の未然防止に繋がるよう、長野市要保護児童対策協議会と連携し、支援を必要としている家庭に対し制度の周知を図ります。

1405 一時預かり事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

[幼稚園型]

- 新制度未移行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定子どもの園児を主な対象として、一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。

[幼稚園型以外]

- 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所等で一時的に預けることができる一時預かり事業を実施します。

【取組方針】

- 一時預かり指定園の増設については、地域バランスや利用状況等を勘案し、保育士の確保を図りつつ、検討していきます。

1406 病児・病後児保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 病気やけがの回復期に至らないが当面症状の急変が認められない乳幼児（病児）又は回復期にある乳幼児（病後児）を専用のスペースで看護師・保育士が預かるサービスを実施します。

【取組方針】

- より利用しやすい環境を目指し、利用できる施設の増設を図るとともに、サービスの向上のため医療機関等と連携していきます。
- 連携中枢都市圏内の市町村との協議を行い、市民がより利用しやすいサービスとなるよう努めます。

1407 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場

保育・幼稚園課

【事業概要】

- こども広場及び地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うお

ひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。

【取組方針】

- 私立の子育て支援センターに対し、週5日型への移行を促し、利便性の向上を図ります。
- 子育て支援センターの増設については、子育て支援員や看護師の確保を図りつつ、慎重に検討していきます。

1408 ファミリー・サポート・センター

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動の活性化を図ります。

【取組方針】

- 利用者の声や意向を把握し、幅広い市民ニーズに対応できる体制作りを進めるとともに、子育てを終えた世代など提供会員の新規開拓を図ります。
- 長野地域連携中枢都市圏ビジョンにおける取組として、事業未参加の3市町（須坂市、小布施町、坂城町）へ参加の呼びかけを行います。

1409 はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）

健康課

【事業概要】

- 生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

【取組方針】

- 子育て支援及び虐待防止の観点から、引き続き実施します。
- 産後うつ病のリスク度判断に役立つEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、産後の母親に対して効果的な支援につなげます。

1410 養育支援訪問事業

子育て支援課・健康課

【事業概要】

- 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び

助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。

【取組方針】

- 子育て支援及び虐待防止の観点から、引き続き実施していきます。
- 母子保健事業を行う保健師をはじめ、長野市要保護児童対策協議会と引き続き連携しながら、支援を必要とする家庭が漏れなく本事業を利用できるよう、関係機関等への周知を図ります。

1411 妊婦健康診査（再掲）

健康課

【事業概要】

- 妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健康診査にかかる負担を公費負担します。

【取組方針】

- すべての妊婦が安心して安全に出産できるように、公費負担を継続していきます。

個別施策 15 経済的支援の充実

20代や30代の若い世帯が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由になっています。

理想の子ども数を持てる社会の実現に向けて、第3子以降の子を産み育てやすい環境を整えるため保育料の軽減を図るほか、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組みます。

<主な事業>

1501 多子世帯の保育料軽減

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減します。

【取組方針】

- 国の幼児教育・保育の無償化に合わせ、適切な見直しを行っていきます。

1502 福祉医療費給付事業

福祉政策課

【事業概要】

- 中学校までの児童生徒に対して、医療機関等での保険診療（入院・外来）の自己負担

分を助成します。

【取組方針】

- 中学校までの児童生徒が安心して受診できるよう、引き続き制度を維持していきます。

1503 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの購入に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設等に対して支払うべき食事の提供にかかる副食材料費の助成を行います。

【取組方針】

- 公立保育所での実費徴収に係る補足給付について、徴収を免除とする方法を検討します。
- 園と協力し、適切な給付を行います。

基本施策⑦ 社会的な支援の必要性が高い子どもと家庭への支援の充実

■施策推進の背景と課題

- ひとり親家庭を取り巻く環境は、収入や就労などで依然として厳しい状況にあることから、子育て支援に加え、生活支援や就労支援、こころの健康など総合的な支援が必要です。
- 本市では、母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活相談や自立に向けた支援を行っていますが、安定的な就労に向けた支援を推進するため、引き続きハローワークなど関係機関と連携した取組の強化が求められています。
- 全国的に子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあります。長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査からも、貧困が子どもの生活習慣、健康面などに影響を与えていることが明らかになっています。
- 経済的に困窮している家庭では、社会的に孤立し、必要な支援に繋がりにくいことから、子どもの健やかな成長のための生活基盤を確保するとともに、学習機会の充実や居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

■施策の方向

- ひとり親家庭の自立支援及び経済的負担の軽減等を図るとともに、様々な事情を抱える家庭に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。
- 貧困の連鎖を断ち切るために、経済的に困窮している家庭の就労や生活の支援を図りつつ、子どもが将来に夢や希望を持てるよう、学ぶ意欲を高めるとともに、学習や体験機会の確保など支援の充実を図ります。
- 「信州こどもカフェ」（こども食堂）への支援を通じて、貧困などに伴う様々な悩みを抱える子どもや家庭に対し、地域の中での居場所の確保に取り組めます。

■施策の展開

個別施策 16 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、生活全般や就業、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実や経済的自立に向けた就業支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

<主な事業>

【事業概要】

- ・ひとり親家庭で、児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図ります。

【取組方針】

- ・相談員の更なる専門知識の向上を図るとともに、引き続きひとり親家庭等の生活全般や就業、各種制度の利用に関する相談指導を行い、自立促進を図ります。
- ・「ジョブ縁ながの」と連携し、就労支援の充実を図ります。
- ・ワンストップ相談会の開催にあたり、専門家による相談を法律相談、ハローワーク、まいさぼ長野市のみとし、開催回数を年2回に拡大することで、相談者への利便性の向上を図ります。

【事業概要】

- ・ひとり親家庭が直面する課題を解決し、生活の向上を図り自立を促進するため、ワンストップ相談会を開催するほか、ひとり親家庭同士が、お互いの悩みを相談し合う場をつくることにより孤立を予防するため、交流会を開催します。

【取組方針】

- ・さまざまな機会を通じて事業内容を周知し、支援が必要なひとり親家庭の保護者が参加することで、ひとり親家庭が抱える悩みや課題の解決を図ります。

【事業概要】

- ・ひとり親家庭児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。

【取組方針】

- ・ひとり親家庭の児童が優先的に利用できるよう、引き続き実施します。

【事業概要】

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する期間のうち、一定期間について給付金を支給します。

【取組方針】

- 様々な機会を捉えて積極的な周知に努めるとともに、対象資格の拡大など、国の動向を注視しつつ、活用促進を図ります。

1605 トライアル雇用常用雇用促進奨励金交付事業

商工労働課

【事業概要】

- 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

【取組方針】

- 引き続き、市HP、商工会議所、商工会、労働局、ハローワーク等を通じて本奨励金を周知し、雇用の促進を図ります。

1606 児童扶養手当の支給

子育て支援課

【事業概要】

- 18歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に、児童扶養手当を支給します。

【取組方針】

- 現況届提出の利便性を図るため、平日の受付時間延長や日曜開庁日での受付を行います。

1607 母子父子寡婦福祉資金の貸付

子育て支援課

【事業概要】

- 母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を貸し付けます。

【取組方針】

- 様々な事情の母子家庭等に寄り添いながら、法令に基づき、適正な貸付事務や債権管理に努めます。

1608 ひとり親家庭児童への通学費援護金の支給

子育て支援課

【事業概要】

- 通学定期を購入して鉄道及び路線バスで高等学校等へ通学している児童がいるひとり親家庭へ通学費の半額を支給します。

【取組方針】

- 制度の利用が図れるよう、引き続きひとり親家庭や学校への制度の周知に努めます。

個別施策 17 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもに対する教育や生活、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

また、様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている家庭や子どもの把握に努めながら、関係機関と連携した総合的な支援の充実を図ります。

<主な事業>

1701 ひとり親家庭子ども生活・学習支援事業（新規）

子育て支援課

【事業概要】

- ひとり親世帯の小・中学生児童を対象に、学習習慣の習得と生活向上を図るため、学習支援を行います。

【取組方針】

- ひとり親世帯への個別による案内などにより、支援が必要な世帯へ支援がつながるよう、事業内容の周知を図ります。

1702 スクールソーシャルワーカー活用（新規）

学校教育課

【事業概要】

- 長野県から本市に専属派遣されている2人のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を活用し、家庭や学校等において教育相談の実施や登校支援、関係機関との連携について助言を行います。また、個別の支援会議に参加することで、児童生徒や保護者の状況に応じた適切な支援を行います。

【取組方針】

- SSWは、さまざまな課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問し、必要に応じて関係機関と連携を進めながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ります。また、課題を抱える児童生徒、保護者に関わる学校等関係者に対し助言を行い、支援体制の確立を図ります。

1703 保育所利用への配慮（再掲）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ひとり親家庭児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。

【取組方針】

- ひとり親家庭の児童が優先的に利用できるよう、引き続き実施します。

1704 高等職業訓練促進費給付金事業(再掲)

子育て支援課

【事業概要】

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する期間のうち、一定期間について給付金を支給します。

【取組方針】

- 様々な機会を捉えて積極的な周知に努めるとともに、対象資格の拡大など、国の動向を注視しつつ、活用促進を図ります。

1705 トライアル雇用常用雇用促進奨励金交付事業(再掲)

商工労働課

【事業概要】

- 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

【取組方針】

- 引き続き、市HP、商工会議所、商工会、労働局、ハローワーク等を通じて本奨励金を周知し、雇用の促進を図ります。

基本施策⑧ 児童虐待防止対策の充実

■施策推進の背景と課題

- 児童に係る相談件数が増加していると同時に、児童虐待に伴う個別に支援を要する家庭も多い状況となっており、児童虐待の通告等に対応する一方で、様々な事情を抱える家庭に対して、しっかりとした支援を図る必要があります。
- 虐待は外から見えにくい家庭の中で起こりやすいため、虐待の兆候をいかに早く掴み未然防止に繋げていくかが重要であり、関係機関や地域などと連携した社会全体での取組が求められます。
- 本市では、長野県中央児童相談所など 29 の関係機関・団体からなる長野市要保護児童対策協議会を設置しており、引き続き個別に支援を要する家庭や児童に対して関係機関や庁内関係部局等が連携した取組を行う必要があります。
- 今後も、妊娠期から子育て期までの切れ目ない包括的な支援と、常に市民に密着したきめ細かな対応を行い、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応の強化を図っていく必要があります。

■施策の方向

- 妊娠期からの切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。
- 子どもの命を守るため、児童虐待の通告などへの迅速かつ適切な対応を行う体制の強化を図るとともに、関係機関や地域、社会的養護施策などと連携した様々な取組を充実します。

■施策の展開

個別施策 18 関係機関との連携及び相談体制の強化

児童相談所をはじめ、関係機関との役割分担を明確にしながら連携を強化するとともに、長野市要保護児童対策協議会の機能の強化を図ります。

また、虐待相談や虐待対応における保健所や教育委員会など庁内関係各課との密接な連携を図るとともに、児童虐待の状況に応じた適切な対応が図れるよう、研修会などの参加による職員のスキルの向上を図ります。

<主な事業>

1801 長野市要保護児童対策協議会運営

子育て支援課

【事業概要】

- ・組織体制を充実し、県中央児童相談所、医師会、警察署等の関係機関による連携・情報共有を推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

【取組方針】

- ・県等が行う研修等に引き続き参加することで、専門知識の習得を図るとともに、長野市要保護児童対策協議会を構成する関係者間との一層の情報共有と連携を図ります。

1802 児童虐待に対する専門性の向上

子育て支援課

【事業概要】

- ・児童関係者に対して、虐待について理解し、対処方法を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。

【取組方針】

- ・関係機関との連携を強化するとともに、虐待に関する知識の普及を図るため、研修会の開催を呼びかけ、機関内での周知も依頼していきます。

個別施策 19 虐待の発生予防、早期発見・早期対応

虐待予防のため、健康情報管理システムによる乳幼児健診の受診履歴や予防接種の接種履歴等の母子保健情報の活用、医療機関からの情報提供、乳児家庭への訪問活動を通じて、支援を必要とする家庭を把握し、早期支援につなげます。

児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、資格を有する専門職員を配置するなど、児童虐待の対応力の強化を図るとともに、こども相談室と一体的な対応により、発達に支援を要する子どもに対する支援の充実も図ります。

また、こども広場等を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。

<主な事業>

1901 はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）

健康課

【事業概要】

- ・生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

【取組方針】

- 子育て支援及び虐待防止の観点から、引き続き実施します。
- 産後うつ病のリスク度判断に役立つ EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、産後の母親に対して効果的な支援につなげます。

1902 養育支援訪問事業（再掲）

子育て支援課・健康課

【事業概要】

- 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。

【取組方針】

- 子育て支援及び虐待防止の観点から、引き続き実施していきます。
- 母子保健事業を行う保健師をはじめ、長野市要保護児童対策協議会と引き続き連携しながら、支援を必要とする家庭が漏れなく本事業を利用できるよう、関係機関等への周知を図ります。

1903 産婦健康診査（新規）（再掲）

健康課

【事業概要】

- 出産後間もない産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等）を行い母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るために受診する産婦健康診査料を公費で助成します。

【取組方針】

- 妊娠届出時に受診券を2枚配布し、医療機関において出産後に健診を受診した産婦が、産後うつなどにより支援を必要とする場合に、訪問指導、産後ケア事業の利用を勧奨するなど、産婦を支援するとともに、乳児への虐待予防を図ります。

1904 産後ケア事業（新規）

健康課

【事業概要】

- 出産後（退院後）、育児不安等により特に保健指導が必要な産婦と新生児を対象として、医療機関又は助産所において母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図ります。

【取組方針】

- 市が委託した産科医療機関及び助産所において、産婦の母体管理及び生活面の指導、乳房管理、沐浴や授乳等の育児指導、その他必要とする保健指導を行い、サービス料の一部を公費にて補助します。

【事業概要】

- 乳幼児期に総合的な健診を実施し、発育状況の確認及び疾病・障害等の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。

【取組方針】

- 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、疾病等の早期発見及び早期治療を促進します。
- 未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、受診率の向上を目指します。

【事業概要】

- 0歳から18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、様々な相談を最初に受け付け、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。

【取組方針】

- 相談者の思いに寄り添い、丁寧な相談対応に努めるとともに、関係機関との連携を図ることで、園から小学校へ支援方法を円滑につなげていきます。

【事業概要】

- こども広場及び地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。

【取組方針】

- 私立の子育て支援センターに対し、週5日型への移行を促し、利便性の向上を図ります。
- 子育て支援センターの増設については、子育て支援員や看護師の確保を図りつつ、慎重に検討していきます。

【事業概要】

- 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において一定期間預かり、養育します。

- 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設において一時的に預かり、養育します。

【取組方針】

- 児童虐待の未然防止に繋がるよう、長野市要保護児童対策協議会と連携し、支援を必要としている家庭に対し制度の周知を図ります。

1909 養育支援訪問事業（再掲）

子育て支援課・健康課

【事業概要】

- 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。

【取組方針】

- 子育て支援及び虐待防止の観点から、引き続き実施していきます。
- 母子保健事業を行う保健師をはじめ、長野市要保護児童対策協議会と引き続き連携しながら、支援を必要とする家庭が漏れなく本事業を利用できるよう、関係機関等への周知を図ります。

1910 親子関係スキルアップ事業（新規）

子育て支援課

【事業概要】

- 子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の理解の仕方を学び前向きに子育てに取り組める事を目標にペアレント・トレーニングの手法で親子関係スキルアップ講座を開催します。

【取組方針】

- 子育てに難しさを感じる保護者が、親子関係スキルアップ講座でペアレント・トレーニングの手法を学ぶことで、子育ての不安の軽減を図ります。

1911 スクールソーシャルワーカー活用（再掲）

学校教育課

【事業概要】

- 長野県から本市に専属派遣されている2人のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を活用し、家庭や学校等において教育相談の実施や登校支援、関係機関との連携について助言を行います。また、個別の支援会議に参加することで、児童生徒や保護者の状況に応じた適切な支援を行います。

【取組方針】

- S S Wは、さまざまな課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問し、必要に応じて関係機関と連携を進めながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ります。また、課題を抱える児童生徒、保護者に関わる学校等関係者に対し助言を行い、支援体制の確立を図ります。

個別施策 20 地域や社会的養護施策との連携

市民、関係機関等に対し、出前講座等による児童虐待防止や通告・通報等についての周知を積極的に図るとともに、民間団体等の取組と連携するなど社会全体で子どもを守る取組を進めます。

児童養護施設との連携により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

また、里親制度の充実を図るため、県と連携・協力しながら、里親支援に対する周知や理解促進を図り、新たな里親の拡充を目指します。

<主な事業>

2001 児童虐待防止法の周知

子育て支援課

【事業概要】

- 市民が虐待について理解し、その疑いがある場合に通報してもらうため、市広報などを活用し周知を図ります。

【取組方針】

- 虐待の早期発見及び防止を図るため、様々な広報媒体を活用し、効果的な周知を図ります。
- 社会全体で児童虐待の防止を図っていく必要があるため、市政出前講座を通じて、地域等への啓発を図ります。

2002 一時里親事業の実施

子育て支援課

【事業概要】

- 家庭に恵まれない児童に対して里親会員が愛情と誠意をもって養育をすることで、家庭の雰囲気と接する機会として、年2回児童養護施設に入所している児童に対して行います。

【取組方針】

- 里親制度について更に社会的認知を図るとともに、新たな長野市里親会会員確保に

向け協力を呼びかけていきます。

基本目標Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子ども の育ち・子育てを支援する

基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進

■施策推進の背景と課題

- 核家族化や少子化、近隣関係の希薄化等の影響により、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。ニーズ調査の結果からは、「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」との問い、「いずれもない」と回答した保護者がおよそ1割いる状況で、転勤等により近隣に親族や知人がいない子育て家庭もみられることから、地域の中に居場所や情報交換の場を確保が求められています。
- 子育て家庭の受け皿となる子育てサークルを対象にした調査では、構成員の確保や活動周知が困難であるとの意見が聞かれることから、子育てサークルを維持していくための周知や活動支援を行い、子育て家庭を支える環境づくりを推進していくことが必要です。
- 本市では、子育て支援活動の活性化に向けて、子育てサークル活動の活動を支援し、地域の中での子育て仲間づくりを促進しています。また、企業・事業所、関係団体等の協力を得ながら、子育て家庭の優待パスポートの発行や子どもの様々な体験・学習機会の創出等を行っています。

■施策の方向

- 地域で行われる子育て・子育て支援事業や子育てサークルへ講師派遣などの支援拡充を図るとともに、子どもや子育て支援に取り組む団体の活動を情報発信し、子育て家庭の負担感や孤立感の解消や地域での子育て支援を促進します。

■施策の展開

個別施策 21 子育て支援ネットワークづくり

地域子育て支援センターなどにおいて、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

また、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

<主な事業>

2101 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場（再掲） 保育・幼稚園課

【事業概要】

- こども広場及び地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場(市独自事業)において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。

【取組方針】

- 私立の子育て支援センターに対し、週5日型への移行を促し、利便性の向上を図ります。
- 子育て支援センターの増設については、子育て支援員や看護師の確保を図りつつ、慎重に検討していきます。

2102 保育所地域活動事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 高齢者との交流や、卒園児・未就園児との交流などを通じ、地域に開かれた事業活動を展開します。

【取組方針】

- 世代間交流・異年齢交流の重要性を周知し、交流事業の活性化を促進します。

2103 子育て情報の発信

子育て支援課

【事業概要】

- 妊娠から出産、子育て期における子育て相談や子どもの健康診査、保育園等入園手続きなど、0歳から18歳までの子どもに関する様々な情報サービスの充実を図ります。

【取組方針】

- 「子育てガイドブック」について、必要とされる子育て情報について市民ニーズの把握に努め、更なる内容の充実を図ります。
- 「ながのわくわく孫育て応援ブック」については、引き続き対象の祖父母世代や地域で子育て支援に取り組む方などに配布します。
- SNS等の利用を踏まえ、LINEによる子育て情報を発信します。

2104 子育てサークル等のネットワーク化への支援

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 地域で活動している子育てサークル等を対象に、情報提供を行うとともに、交流の場の提供を図ることにより、ネットワーク化を促進します。

【取組方針】

- 市内の子育てサークル同士の情報交換や交流ができる場の提供について、開催方法等を検討します。
- 未就園児の保護者に対し、子育てサークル情報提供の充実を図ります。
- こども広場でのサークル支援、ネットワークを活用して、交流会開催地区数の増加を図ります。

個別施策 22 地域における子ども・子育て支援活動の活性化

地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、子育てサークルや地域児童育成組織、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活性化を図ります。

<主な事業>

2201 ファミリー・サポート・センター（再掲）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動の活性化を図ります。

【取組方針】

- 利用者の声や意向を把握し、幅広い市民ニーズに対応できる体制作りを進めるとともに、子育てを終えた世代など提供会員の新規開拓を図ります。
- 長野地域連携中枢都市圏ビジョンにおける取組として、事業未参加の3市町（須坂市、小布施町、坂城町）へ参加の呼びかけを行います。

2202 地域活動団体に対する活動支援

福祉政策課

【事業概要】

- 地域における子育てに関連する支え合い活動をする団体の情報を集約し、必要な人と結び付ける体制整備を支援します。

【取組方針】

- 市内全地区に地域福祉ワーカーが設置され、活動が継続されるよう、住民自治協議会に対して支援を行います。

【事業概要】

- 若い世帯が安心して子育てできる環境づくりを支援するため、地域において仲間づくりや情報交換等を行う子育てサークルの活動に要する経費に対し、補助金を交付します。

【取組方針】

- 子育てサークルの活動に要する経費に対して補助金を交付し、子育てサークルの構成員以外の者にも子育て情報等を子育て支援センターやこども広場等にも発信したり、4ヶ月児健診でもサークル紹介をするなど構成員確保を支援していきます。
- 要綱をわかりやすくしたパンフレットや記入例を配布するなどしてわかり易い様式を活用します。

【事業概要】

- 家庭及び地域が一体となって児童の健全育成を図るために、放課後子ども総合プラン実施施設を拠点に、地域住民、保護者等が参加する児童育成クラブその他の地域組織の活動を支援します。

【取組方針】

- 地域組織が行う児童育成活動に対し、補助金を交付します。
- 地域組織が行う児童育成活動を紹介することにより、地域組織の新規設立を促進します。

【事業概要】

- 18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードを配布します。また、長野市内の協賛店を掲載したパンフレットを合わせて配布します。

【取組方針】

- 商工会議所や商工会に引き続き協力を依頼するとともに、協賛店の獲得に努めます。

【事業概要】

- 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供するこ

とにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。

【取組方針】

- 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童^{注1}の受入れを令和6年度までに、全54小学校区で実現することを目指します。
- 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザー^{注2}や地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全54小学校区で定期的かつ継続的に提供します。
- 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員研修等の充実を図ります。
- 小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- 実施時間は、各小学校区の運営委員会が地域の実情や保護者の意向を踏まえて検討した方針を尊重して決定します。

^{注1} 労働等の理由により保護者が昼間家庭に居ない児童及び病気、出産、家族の介護等の理由により保護者による当該児童の保護が困難と認められる児童以外の児童で、放課後子ども総合プラン事業の利用を希望する児童

^{注2} 児童の遊び及び学習、スポーツ、文化活動等を支援する者として市長が登録した者

2207 職業体験機会の創出

学校教育課

【事業概要】

- 中学校において、職場体験学習を通じて、就業意識の醸成を図ります。

【取組方針】

- 商工労働課雇用促進室と協力して運用している「職場体験受入事業所ガイド検索システム」を充実させ、利用しやすくし、最新の情報を更新して、各校に提供できるようにしていきます。
- また、長野市キャリア教育支援懇談会において、キャリア教育の充実という視点から、市内中学校をキャリア教育推進の研究校とし、職場体験学習のあり方や内容の充実について、産学官連携の在り方をより具体的に見出すための実践的な研究を進めます。

2208 乳幼児とふれあう機会の提供

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、将来、親となり

子育てに関わる際の予備知識を得る大切な機会となることから、保育所等において中学生や高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進します。

【取組方針】

- 次代の親の育成を図るため、今後も引き続き実施していきます。

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

■施策推進の背景と課題

- 母親の就労意向が高まり、保育ニーズが拡大しています。本市においても特に 30 歳代女性の労働力が上昇し、いわゆる M 字カーブが緩やかになってきています。
- 令和元年 5 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が改正され、行動計画策定・情報公表義務の対象企業が拡大されました。また、働き方改革が進められており、就労者の意識改革と併せて、事業主の雇用環境の改善が求められています。
- ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得しなかった母親のおよそ 16%は「職場に育児休業の制度がなかった」、14%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。また、取得しなかった父親のおよそ 3 割が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。仕事と子育ての両立が可能な職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。
- 企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスに関わる制度等についての情報を提供するとともに、男女共に働きやすい環境づくりに取り組む企業の優良事例を周知するなど、社会全体が子育てに対する理解を深めていくことが必要です。また、多様な働き方が選択できる雇用環境の整備を促進するとともに、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図っていく必要があります。

■施策の方向

- 仕事と子育ての両立ができる多様で柔軟な保育サービス、子育て支援の充実を図ります。
- 事業主や従業員等が多様な働き方への意識の醸成を図るため、講座・セミナー等の充実を図ります。

■施策の展開

個別施策 23 働き方の見直しの促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や保護者、市民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。

また、事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組を評価し支援します。

<主な事業>

2301 経済団体等との連携による事業主への意識啓発

こども政策課

【事業概要】

- ・経済団体と連携し、事業所に対して育児休業や介護休業制度等の周知を図ります。

【取組方針】

- ・育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、引き続き連絡協議会との連携により事業所や市民を対象とした講演会を開催するほか、連絡協議会内部において好取組事例の情報共有などを進めます。

2302 子育て雇用安定奨励金交付事業

商工労働課

【事業概要】

- ・仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小企業者に対し、奨励金を交付し働き易い雇用環境づくりを支援します。

【取組方針】

- ・引き続き、長野労働局のほか商工会議所、商工会等を通じて本奨励金を周知するとともに、国の両立支援の動向を注視しつつ、奨励金交付内容の見直しを検討していきます。

2303 トライアル雇用常用雇用促進奨励金交付事業（再掲）

商工労働課

【事業概要】

- ・安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

【取組方針】

- ・引き続き、市HP、商工会議所、商工会、労働局、ハローワーク等を通じて本奨励金を周知し、雇用の促進を図ります。

2304 仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度

契約課

【事業概要】

- ・従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む企業を、入札制度において配慮していきます。

【取組方針】

- ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出について、入札における加点項目とし、事業所の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備を促進します。

【事業概要】

- 市内に事務所又は事業所を置く従業員数 300 人以下の法人やその他の団体で、性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から、働く者がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰します。

【取組方針】

- 男女がともに働き続けやすい環境や制度を構築するためには、企業の意識改革が必要であり、男女共同参画優良事業者の取組を広く周知することで市内事業所への啓発を図ります。

個別施策 24 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。

<主な事業>**2401 延長保育事業（再掲）**

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 公立保育所については、延長保育事業を指定した園において、私立保育所については原則全ての園において、それぞれ 11 時間開所を超える延長保育を実施します。

【取組方針】

- 引き続き、私立保育所等を中心に延長保育を実施します。

2402 夜間保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 保護者の夜間の就労に対応するため、引き続き、夜間保育を実施します。

【取組方針】

- 引き続き市内 1 か所にて実施していきます。

2403 放課後子ども総合プラン（再掲）

こども政策課

【事業概要】

- 小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。

【取組方針】

- 児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童^{注1}の受入れを令和6年度までに、全54小学校区で実現することを目指します。
- 学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- 地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザー^{注2}や地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全54小学校区で定期的かつ継続的に提供します。
- 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員研修等の充実を図ります。
- 小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- 実施時間は、各小学校区の運営委員会が地域の実情や保護者の意向を踏まえて検討した方針を尊重して決定します。

^{注1} 労働等の理由により保護者が昼間家庭に居ない児童及び病気、出産、家族の介護等の理由により保護者による当該児童の保護が困難と認められる児童以外の児童で、放課後子ども総合プラン事業の利用を希望する児童

^{注2} 児童の遊び及び学習、スポーツ、文化活動等を支援する者として市長が登録した者

【事業概要】

[幼稚園型]

- 新制度未移行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定子どもの園児を主な対象として、一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。

[幼稚園型以外]

- 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所等で一時的に預けることができる一時預かり事業を実施します。

【取組方針】

- 一時預かり指定園の増設については、地域バランスや利用状況等を勘案し、保育士の確保を図りつつ、検討していきます。

【事業概要】

- 病気やけがの回復期に至らないが当面症状の急変が認められない乳幼児（病児）又は回復期にある乳幼児（病後児）を専用のスペースで看護師・保育士が預かるサービスを実施します。

【取組方針】

- より利用しやすい環境を目指し、利用できる施設の増設を図るとともに、サービスの向上のため医療機関等と連携していきます。
- 連携中枢都市圏内の市町村との協議を行い、市民がより利用しやすいサービスとなるよう努めます。

第3部

量の見込みと確保方策

第1章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。

また、当該区域は、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位となります。

参考「教育・保育提供区域」と「認定区分」

■教育・保育提供区分の「基本型」と「応用型」

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業共通の区域設定とすることが基本となります（基本型）が、認定区分や地域子ども・子育て支援事業により利用実態が異なる場合は、実態に応じて、認定区分ごと又は事業ごとに区域設定をしています（応用型）。

■認定区分とは

新制度では、3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育）の利用先が決まっていきます。

3つの認定区分

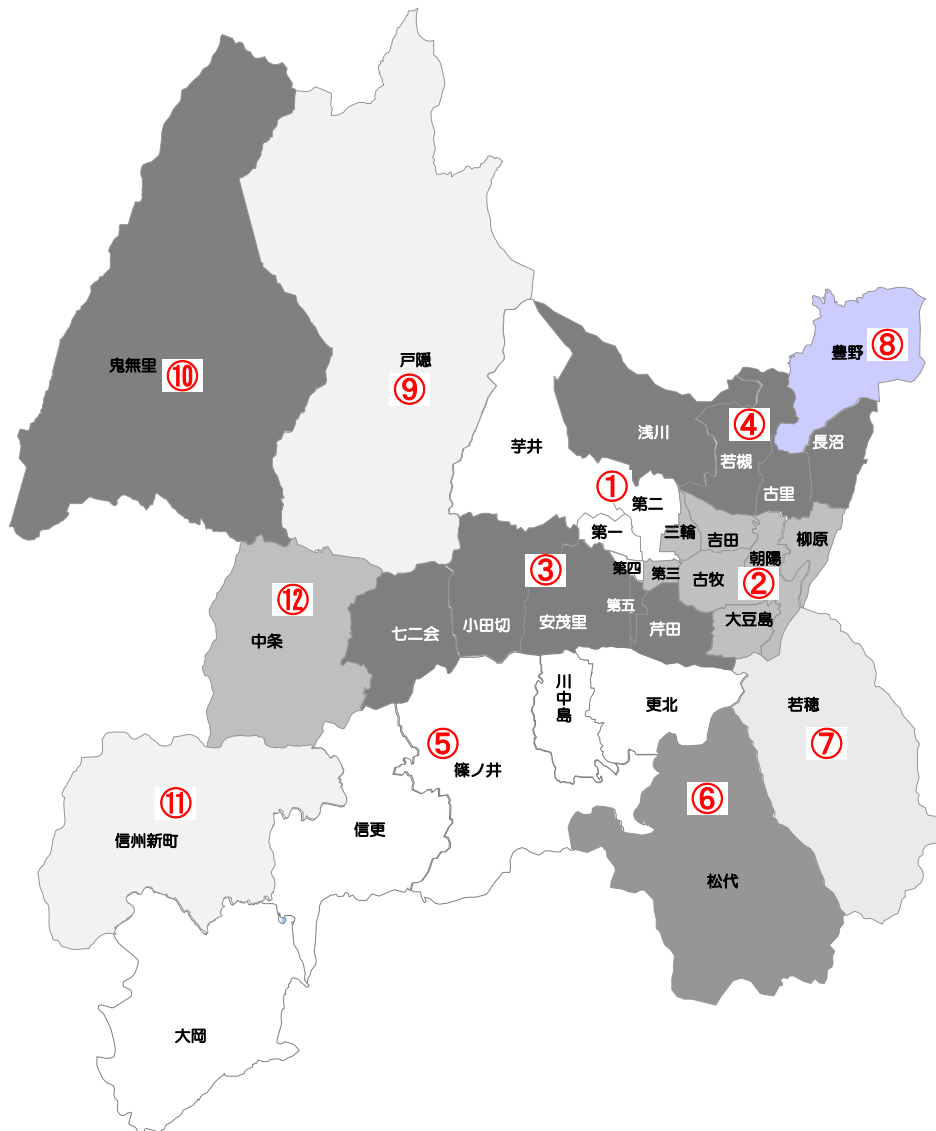
- **1号認定** 教育標準時間認定
子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合
利用先 幼稚園、認定こども園
- **2号認定** 満3歳以上・保育認定
子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園
- **3号認定** 満3歳未満・保育認定
子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

(2) 長野市における教育・保育提供区域

本市では、教育・保育提供区域（基本型）を以下の12区域に設定しています。

なお、1号認定及び地域子ども・子育て支援事業では、供給基盤のバランスを考慮し、別途、教育・保育提供区域（応用型）を設定します。

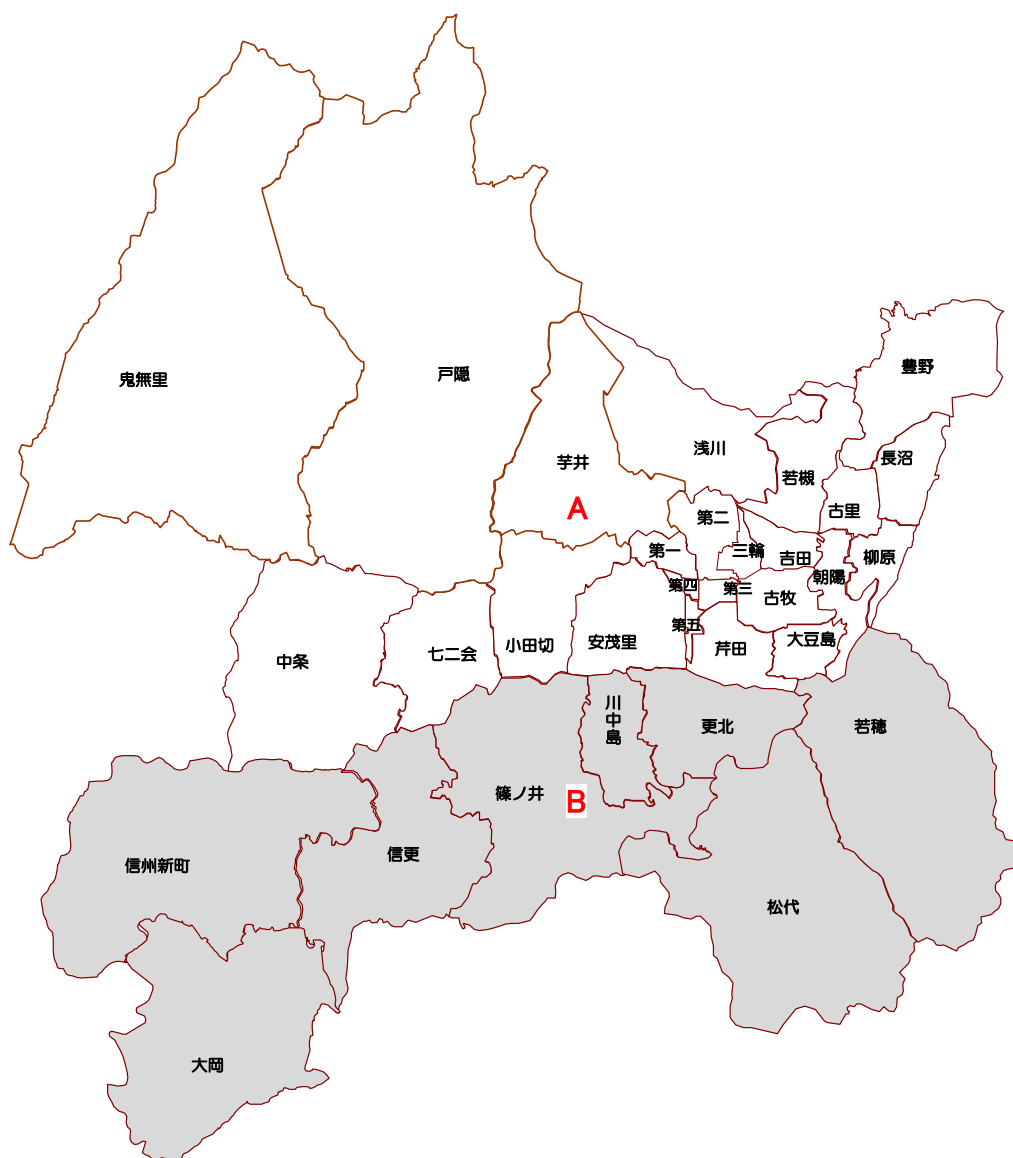
教育・保育提供区域（基本型）			
①	第一、第二、第四、芋井		
②	第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽		
③	第五、芹田、安茂里、小田切、七二会		
④	古里、浅川、若槻、長沼		
⑤	篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡		
⑥	松代	⑦	若穂
⑧	豊野	⑨	戸隠
⑩	鬼無里	⑪	信州新町
⑫	中条		



(3) 認定区分ごとの区域設定

1号認定については、供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側（犀北）と南側（犀南）とに分けて区域設定をし、教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）とします。

教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）	
A	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条
B	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町



(4) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域は、各事業の内容等を踏まえ、長野市全域又は教育・保育提供区域（基本型・応用型）とします（妊婦健康診査を除く）。なお、放課後子ども総合プランについては、小学校区による区域設定とします。

事業区分		教育・保育提供区域設定	考え方
利用者支援事業	①基本型	市全域	市内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことから、市全域とします。
	②母子保健型		
延長保育事業		基本型	主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。
放課後子ども総合プラン		小学校区	事業実施の単位が小学校区であることを踏まえ、小学校区とします。
ショートステイ・トワイライトステイ 《子育て短期支援事業》		市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
はじめまして赤ちゃん事業 《乳児家庭全戸訪問事業》		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
養育支援訪問事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場 《地域子育て支援拠点事業》		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
一時預かり事業	①幼稚園等に在園する園児	応用型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(応用型)とします。
	②一般型・余裕活用型・訪問型	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。
病児・病後児保育事業 《病児保育事業》		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
ファミリー・サポート・センター 《子育て援助活動支援事業》		市全域	活動に関する連絡・調整が市全域を対象としていることから、市全域とします。
妊婦健康診査 《妊婦に対して健康診査を実施する事業》		—	県内全ての医療機関で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定をしません。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）

【量の見込みの考え方】

〔1号認定〕

保育を必要とする事由に該当しない家庭の2～5歳で、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

〔2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）〕

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の2～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、A提供区域に24園（うち認定こども園9園）、B提供区域に10園（うち認定こども園6園）が設置されており、共に現在の利用定員により量の見込みを確保できる状況となっています。

量の見込みのうち、約3分の1程度が幼児期の学校教育を希望する2号認定であることを踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置の促進を図ります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	3,199	3,254	3,187	3,070	2,959
1号認定	2,302	2,348	2,308	2,221	2,138
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	897	906	879	849	821
確保の内容（b）	5,162	5,162	5,162	5,162	5,162
特定教育・保育施設	1,302	1,302	1,302	1,302	1,302
確認を受けない幼稚園	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860
過不足（b-a）	1,963	1,908	1,975	2,092	2,203
A提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）					
量の見込み（a）	2,044	2,079	2,037	1,961	1,891
1号認定	1,444	1,472	1,446	1,391	1,340
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	600	607	591	570	551
確保の内容（b）	3,775	3,775	3,775	3,775	3,775
特定教育・保育施設	965	965	965	965	965
確認を受けない幼稚園	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810
過不足（b-a）	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
B 提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）					
量の見込み（a）	1,155	1,175	1,150	1,109	1,068
1号認定	858	876	862	830	798
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	297	299	288	279	270
確保の内容（b）	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
特定教育・保育施設	337	337	337	337	337
確認を受けない幼稚園	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
過不足（b-a）	232	212	237	278	319

（２） 2号認定（保育利用）

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の3～5歳で幼児期の学校教育の利用希望者を除いた割合を推計児童数に乗じて算出したものを基に、過去5年間の実績による補正を行い、より実態に合わせた算出をしています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等に注視しつつ、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	5,487	5,619	5,560	5,357	5,154
確保の内容（b）	6,092	6,092	6,092	6,092	6,092
過不足（b-a）	605	473	532	735	938
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	234	234	225	212	198
確保の内容（b）	260	260	260	260	260
過不足（b-a）	26	26	35	48	62
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	1,412	1,439	1,417	1,359	1,301
確保の内容（b）	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494
過不足（b-a）	82	55	77	135	193
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	611	631	628	610	590
確保の内容（b）	807	807	807	807	807
過不足（b-a）	196	176	179	197	217

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	591	610	609	591	573
確保の内容（b）	532	532	532	532	532
過不足（b-a）	△ 59	△ 78	△ 77	△ 59	△ 41
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	1,881	1,928	1,908	1,839	1,769
確保の内容（b）	1,923	1,923	1,923	1,923	1,923
過不足（b-a）	42	△ 5	15	84	154
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	291	298	295	285	275
確保の内容（b）	321	321	321	321	321
過不足（b-a）	30	23	26	36	46
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	210	217	216	209	203
確保の内容（b）	318	318	318	318	318
過不足（b-a）	108	101	102	109	115
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	175	180	180	174	169
確保の内容（b）	216	216	216	216	216
過不足（b-a）	41	36	36	42	47
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	35	35	35	33	32
確保の内容（b）	56	56	56	56	56
過不足（b-a）	21	21	21	23	24
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	5	5	5	5	5
確保の内容（b）	52	52	52	52	52
過不足（b-a）	47	47	47	47	47
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	27	27	27	25	24
確保の内容（b）	87	87	87	87	87
過不足（b-a）	60	60	60	62	63
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	15	15	15	15	15
確保の内容（b）	26	26	26	26	26
過不足（b-a）	11	11	11	11	11

(3) 3号認定（0歳）

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0歳で認可保育所等を利用したい人の割合を基に、育児休業の取得状況を勘案した割合を推計児童数に乗じて算出したものを基に、過去5年間の実績による補正を行い、より実態に合わせた算出をしています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等に注視しつつ、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	526	557	585	611	633
確保の内容（b）	654	654	654	654	654
過不足（b-a）	128	97	69	43	21
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	26	28	29	31	32
確保の内容（b）	28	28	28	28	28
過不足（b-a）	2	0	△ 1	△ 3	△ 4
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	181	190	197	204	210
確保の内容（b）	171	171	171	171	171
過不足（b-a）	△ 10	△ 19	△ 26	△ 33	△ 39
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	44	44	45	45	45
確保の内容（b）	87	87	87	87	87
過不足（b-a）	43	43	42	42	42
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	53	56	58	59	61
確保の内容（b）	77	77	77	77	77
過不足（b-a）	24	21	19	18	16
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	178	191	205	216	227
確保の内容（b）	190	190	190	190	190
過不足（b-a）	12	△ 1	△ 15	△ 26	△ 37

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	17	18	19	20	21
確保の内容（b）	26	26	26	26	26
過不足（b-a）	9	8	7	6	5
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	10	11	11	12	12
確保の内容（b）	30	30	30	30	30
過不足（b-a）	20	19	19	18	18
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	10	11	12	13	13
確保の内容（b）	24	24	24	24	24
過不足（b-a）	14	13	12	11	11
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	2	3	3	4	4
確保の内容（b）	5	5	5	5	5
過不足（b-a）	3	2	2	1	1
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	1	1	1	1	1
過不足（b-a）	1	1	1	1	1
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	5	5	6	7	8
確保の内容（b）	12	12	12	12	12
過不足（b-a）	7	7	6	5	4
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	3	3	3	3	3
過不足（b-a）	3	3	3	3	3

(4) 3号認定(1・2歳)

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の1、2歳で認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出したものを基に、過去5年間の実績による補正を行い、より実態に合わせた算出をしています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容(利用定員)が量の見込みに達していない(達しないことが見込まれる)区域は、提供区域を超えた利用の状況等に注視しつつ、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み(a)	2,635	2,581	2,518	2,543	2,558
確保の内容(b)	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638
過不足(b-a)	3	57	120	95	80
①提供区域(第一、第二、第四、芋井)					
量の見込み(a)	108	102	96	94	91
確保の内容(b)	102	102	102	102	102
過不足(b-a)	△6	0	6	8	11
②提供区域(第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽)					
量の見込み(a)	784	774	760	772	781
確保の内容(b)	770	770	770	770	770
過不足(b-a)	△14	△4	10	△2	△11
③提供区域(第五、芹田、安茂里、小田切、七二会)					
量の見込み(a)	345	341	335	341	346
確保の内容(b)	347	347	347	347	347
過不足(b-a)	2	6	12	6	1
④提供区域(古里、浅川、若槻、長沼)					
量の見込み(a)	283	271	258	255	252
確保の内容(b)	273	273	273	273	273
過不足(b-a)	△10	2	15	18	21
⑤提供区域(篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡)					
量の見込み(a)	826	811	793	802	808
確保の内容(b)	754	754	754	754	754
過不足(b-a)	△72	△57	△39	△48	△54

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	82	79	76	76	75
確保の内容（b）	118	118	118	118	118
過不足（b-a）	36	39	42	42	43
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	74	71	69	69	68
確保の内容（b）	134	134	134	134	134
過不足（b-a）	60	63	65	65	66
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	98	99	100	104	108
確保の内容（b）	78	78	78	78	78
過不足（b-a）	△ 20	△ 21	△ 22	△ 26	△ 30
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	9	7	6	5	4
確保の内容（b）	11	11	11	11	11
過不足（b-a）	2	4	5	6	7
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	6	6	6	6	6
確保の内容（b）	7	7	7	7	7
過不足（b-a）	1	1	1	1	1
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	15	15	14	14	14
確保の内容（b）	31	31	31	31	31
過不足（b-a）	16	16	17	17	17
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	5	5	5	5	5
確保の内容（b）	13	13	13	13	13
過不足（b-a）	8	8	8	8	8

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【量の見込みの考え方】

[基本型]

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うことを踏まえて設定しています。

[母子保健型]

保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、情報提供を行うことを踏まえて設定しています。

【確保方策の考え方】

[基本型]

こども広場（「じゃん・けん・ぽん」と「このゆびとまれ」）に利用者支援専門員「子育てコンシェルジュ」を配置し、利用者支援事業の整備を推進することにより量の見込みの確保を図ります。

[母子保健型]

保健センター等に専門の保健師「母子保健コーディネーター」を配置し、「妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）」を推進することにより量の見込みの確保を図ります。

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①基本型					
量の見込み (a)	2	2	2	2	2
確保の内容 (b)	2	2	2	2	2
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
②母子保健型					
量の見込み (a)	7	7	7	7	7
確保の内容 (b)	7	7	7	7	7
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

公立保育所等指定園（6園）及び私立保育所等において、引き続き延長保育（標準時間認定）に取り組むことにより教育・保育提供区域ごとに量の見込みの確保を図ります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
確保の内容 (b)	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み (a)	118	118	115	110	107
確保の内容 (b)	118	118	115	110	107
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み (a)	621	616	599	582	564
確保の内容 (b)	621	616	599	582	564
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み (a)	296	293	285	277	269
確保の内容 (b)	296	293	285	277	269
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み (a)	282	280	273	265	257
確保の内容 (b)	282	280	273	265	257
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み (a)	737	731	711	690	669
確保の内容 (b)	737	731	711	690	669
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
⑥提供区域（松代）					
量の見込み (a)	87	86	84	81	78
確保の内容 (b)	87	86	84	81	78
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	95	95	92	89	87
確保の内容（b）	95	95	92	89	87
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	77	76	74	73	69
確保の内容（b）	77	76	74	73	69
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	5	5	5	5	4
確保の内容（b）	5	5	5	5	4
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（3）放課後子ども総合プラン

【量の見込みの考え方】

小学校区ごとに、①5～8歳児の保護者のうち小学校の放課後の時間を「放課後子ども総合プラン施設」で過ごさせたいと回答した人の割合（利用意向率）と、②放課後子ども総合プラン登録率^{※1}の平均値に、③今後見込まれる放課後子ども総合プラン登録者の増加率を加算^{※2}し、④小学生の推計児童数を乗じて「量の見込み」を算出しています。

※1 平成30年度と令和元年度の平均値

※2 放課後子ども総合プランの登録率及び母親の就業率の5年前との比較を踏まえて、毎年2%を加算

$$\text{量の見込み} = \left(\frac{\text{①} + \text{②}}{2} + \text{③} \right) \times \text{④}$$

【確保方策の考え方】

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、教育委員会・小学校と連携・協力して特別教室や多目的棟を活用し、量の見込みの確保を図ります。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全域	量の見込み (a)	8,921	8,954	8,998	8,950	8,910
	(留守家庭児童)	8,489	8,524	8,560	8,514	8,481
	(希望児童)	432	430	438	436	429
	確保の内容 (b)	12,716	12,835	12,872	12,872	12,872
	過不足 (b-a)	3,795	3,881	3,874	3,922	3,962

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
城山	量の見込み (a)	193	195	193	185	188
	(留守家庭児童)	181	183	181	174	176
	(希望児童)	12	12	12	11	12
	確保の内容 (b)	233	233	233	233	233
	過不足 (b-a)	40	38	40	48	45
鍋屋田	量の見込み (a)	95	106	113	126	117
	(留守家庭児童)	83	93	99	110	103
	(希望児童)	12	13	14	16	14
	確保の内容 (b)	165	165	165	165	165
	過不足 (b-a)	70	59	52	39	48
加茂	量の見込み (a)	148	153	156	155	148
	(留守家庭児童)	144	149	152	151	144
	(希望児童)	4	4	4	4	4
	確保の内容 (b)	155	155	192	192	192
	過不足 (b-a)	7	2	36	37	44
山王	量の見込み (a)	96	93	93	93	88
	(留守家庭児童)	96	93	93	93	88
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	205	205	205	205	205
	過不足 (b-a)	109	112	112	112	117
芹田	量の見込み (a)	307	306	325	329	341
	(留守家庭児童)	292	292	309	313	324
	(希望児童)	15	14	16	16	17
	確保の内容 (b)	527	527	527	527	527
	過不足 (b-a)	220	221	202	198	186

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古牧	量の見込み (a)	260	281	295	309	326
	(留守家庭児童)	260	281	295	309	326
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	347	347	347	347	347
	過不足 (b-a)	87	66	52	38	21
三輪	量の見込み (a)	241	257	252	243	244
	(留守家庭児童)	238	254	249	240	241
	(希望児童)	3	3	3	3	3
	確保の内容 (b)	349	349	349	349	349
	過不足 (b-a)	108	92	97	106	105
緑ヶ丘	量の見込み (a)	231	232	243	236	237
	(留守家庭児童)	231	232	242	236	237
	(希望児童)	0	0	1	0	0
	確保の内容 (b)	294	294	294	294	294
	過不足 (b-a)	63	62	51	58	57
吉田	量の見込み (a)	370	368	363	352	362
	(留守家庭児童)	345	342	338	328	338
	(希望児童)	25	26	25	24	24
	確保の内容 (b)	397	397	397	397	397
	過不足 (b-a)	27	29	34	45	35
裾花	量の見込み (a)	249	246	249	250	263
	(留守家庭児童)	241	238	241	242	255
	(希望児童)	8	8	8	8	8
	確保の内容 (b)	327	327	327	327	327
	過不足 (b-a)	78	81	78	77	64
城東	量の見込み (a)	129	139	144	144	140
	(留守家庭児童)	122	132	136	136	132
	(希望児童)	7	7	8	8	8
	確保の内容 (b)	206	206	206	206	206
	過不足 (b-a)	77	67	62	62	66
湯谷	量の見込み (a)	202	200	209	214	220
	(留守家庭児童)	184	183	190	195	201
	(希望児童)	18	17	19	19	19
	確保の内容 (b)	301	301	301	301	301
	過不足 (b-a)	99	101	92	87	81
南部	量の見込み (a)	296	290	284	286	298
	(留守家庭児童)	275	270	264	266	277
	(希望児童)	21	20	20	20	21
	確保の内容 (b)	302	302	302	302	302
	過不足 (b-a)	6	12	18	16	4

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大豆島	量の見込み (a)	397	399	417	421	435
	(留守家庭児童)	374	376	394	397	410
	(希望児童)	23	23	23	24	25
	確保の内容 (b)	509	509	509	509	509
	過不足 (b-a)	112	110	92	88	74
朝陽	量の見込み (a)	240	241	251	266	269
	(留守家庭児童)	230	231	240	255	258
	(希望児童)	10	10	11	11	11
	確保の内容 (b)	282	401	401	401	401
	過不足 (b-a)	42	160	150	135	132
柳原	量の見込み (a)	237	231	225	215	211
	(留守家庭児童)	237	231	225	215	211
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	240	240	240	240	240
	過不足 (b-a)	3	9	15	25	29
長沼	量の見込み (a)	55	49	52	49	50
	(留守家庭児童)	53	47	50	47	48
	(希望児童)	2	2	2	2	2
	確保の内容 (b)	109	109	109	109	109
	過不足 (b-a)	54	60	57	60	59
古里	量の見込み (a)	315	322	324	340	347
	(留守家庭児童)	281	288	290	304	310
	(希望児童)	34	34	34	36	37
	確保の内容 (b)	363	363	363	363	363
	過不足 (b-a)	48	41	39	23	16
若槻	量の見込み (a)	208	203	208	197	191
	(留守家庭児童)	208	203	208	197	191
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	228	228	228	228	228
	過不足 (b-a)	20	25	20	31	37
徳間	量の見込み (a)	293	290	294	297	307
	(留守家庭児童)	282	279	283	286	296
	(希望児童)	11	11	11	11	11
	確保の内容 (b)	341	341	341	341	341
	過不足 (b-a)	48	51	47	44	34
浅川	量の見込み (a)	120	111	102	94	91
	(留守家庭児童)	117	108	99	91	88
	(希望児童)	3	3	3	3	3
	確保の内容 (b)	261	261	261	261	261
	過不足 (b-a)	141	150	159	167	170

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
芋井	量の見込み (a)	20	20	18	21	18
	(留守家庭児童)	15	16	14	17	14
	(希望児童)	5	4	4	4	4
	確保の内容 (b)	106	106	106	106	106
	過不足 (b-a)	86	86	88	85	88
安茂里	量の見込み (a)	141	148	150	139	148
	(留守家庭児童)	133	139	141	131	139
	(希望児童)	8	9	9	8	9
	確保の内容 (b)	252	252	252	252	252
	過不足 (b-a)	111	104	102	113	104
松ヶ丘	量の見込み (a)	124	123	120	118	112
	(留守家庭児童)	117	116	113	112	106
	(希望児童)	7	7	7	6	6
	確保の内容 (b)	284	284	284	284	284
	過不足 (b-a)	160	161	164	166	172
通明	量の見込み (a)	378	385	400	397	400
	(留守家庭児童)	350	356	370	367	370
	(希望児童)	28	29	30	30	30
	確保の内容 (b)	435	435	435	435	435
	過不足 (b-a)	57	50	35	38	35
篠ノ井東	量の見込み (a)	268	273	271	266	247
	(留守家庭児童)	260	265	263	258	240
	(希望児童)	8	8	8	8	7
	確保の内容 (b)	282	282	282	282	282
	過不足 (b-a)	14	9	11	16	35
篠ノ井西	量の見込み (a)	354	350	341	332	314
	(留守家庭児童)	347	344	335	326	308
	(希望児童)	7	6	6	6	6
	確保の内容 (b)	371	371	371	371	371
	過不足 (b-a)	17	21	30	39	57
共和	量の見込み (a)	201	209	200	205	220
	(留守家庭児童)	181	188	181	185	198
	(希望児童)	20	21	19	20	22
	確保の内容 (b)	280	280	280	280	280
	過不足 (b-a)	79	71	80	75	60
信里	量の見込み (a)	34	33	35	33	28
	(留守家庭児童)	13	12	12	11	9
	(希望児童)	21	21	23	22	19
	確保の内容 (b)	103	103	103	103	103
	過不足 (b-a)	69	70	68	70	75

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
塩崎	量の見込み (a)	116	115	110	109	111
	(留守家庭児童)	116	115	110	109	111
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	164	164	164	164	164
	過不足 (b-a)	48	49	54	55	53
松代	量の見込み (a)	130	126	133	127	119
	(留守家庭児童)	127	123	130	124	117
	(希望児童)	3	3	3	3	2
	確保の内容 (b)	228	228	228	228	228
	過不足 (b-a)	98	102	95	101	109
清野	量の見込み (a)	37	35	31	29	27
	(留守家庭児童)	37	35	31	29	27
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	45	45	45	45	45
	過不足 (b-a)	8	10	14	16	18
西条	量の見込み (a)	50	55	60	60	61
	(留守家庭児童)	45	49	53	53	55
	(希望児童)	5	6	7	7	6
	確保の内容 (b)	112	112	112	112	112
	過不足 (b-a)	62	57	52	52	51
豊栄	量の見込み (a)	45	40	40	34	32
	(留守家庭児童)	43	38	38	33	31
	(希望児童)	2	2	2	1	1
	確保の内容 (b)	97	97	97	97	97
	過不足 (b-a)	52	57	57	63	65
東条	量の見込み (a)	95	90	92	85	76
	(留守家庭児童)	94	89	91	84	75
	(希望児童)	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	223	223	223	223	223
	過不足 (b-a)	128	133	131	138	147
寺尾	量の見込み (a)	69	68	70	65	60
	(留守家庭児童)	67	65	67	62	57
	(希望児童)	2	3	3	3	3
	確保の内容 (b)	101	101	101	101	101
	過不足 (b-a)	32	33	31	36	41
綿内	量の見込み (a)	170	171	167	161	157
	(留守家庭児童)	169	170	166	160	156
	(希望児童)	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	199	199	199	199	199
	過不足 (b-a)	29	28	32	38	42

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川田	量の見込み (a)	68	68	63	63	58
	(留守家庭児童)	67	67	62	62	57
	(希望児童)	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	70	70	70	70	70
	過不足 (b-a)	2	2	7	7	12
保科	量の見込み (a)	47	43	38	38	32
	(留守家庭児童)	47	43	38	38	32
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	93	93	93	93	93
	過不足 (b-a)	46	50	55	55	61
昭和	量の見込み (a)	290	290	288	298	301
	(留守家庭児童)	281	281	279	289	292
	(希望児童)	9	9	9	9	9
	確保の内容 (b)	311	311	311	311	311
	過不足 (b-a)	21	21	23	13	10
川中島	量の見込み (a)	248	227	202	183	163
	(留守家庭児童)	226	206	183	165	148
	(希望児童)	22	21	19	18	15
	確保の内容 (b)	333	333	333	333	333
	過不足 (b-a)	85	106	131	150	170
青木島	量の見込み (a)	259	268	269	273	251
	(留守家庭児童)	259	268	269	273	251
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	308	308	308	308	308
	過不足 (b-a)	49	40	39	35	57
下水鮑	量の見込み (a)	238	240	249	254	240
	(留守家庭児童)	228	230	239	244	230
	(希望児童)	10	10	10	10	10
	確保の内容 (b)	350	350	350	350	350
	過不足 (b-a)	112	110	101	96	110
三本柳	量の見込み (a)	347	356	374	384	403
	(留守家庭児童)	334	343	360	370	388
	(希望児童)	13	13	14	14	15
	確保の内容 (b)	667	667	667	667	667
	過不足 (b-a)	320	311	293	283	264
真島	量の見込み (a)	65	66	68	64	58
	(留守家庭児童)	47	48	49	45	41
	(希望児童)	18	18	19	19	17
	確保の内容 (b)	162	162	162	162	162
	過不足 (b-a)	97	96	94	98	104

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
七二会	量の見込み (a)	25	24	28	28	31
	(留守家庭児童)	21	20	23	22	25
	(希望児童)	4	4	5	6	6
	確保の内容 (b)	64	64	64	64	64
	過不足 (b-a)	39	40	36	36	33
信更	量の見込み (a)	27	28	23	19	18
	(留守家庭児童)	24	25	20	17	16
	(希望児童)	3	3	3	2	2
	確保の内容 (b)	125	125	125	125	125
	過不足 (b-a)	98	97	102	106	107
豊野西	量の見込み (a)	158	166	153	150	149
	(留守家庭児童)	151	159	147	144	143
	(希望児童)	7	7	6	6	6
	確保の内容 (b)	218	218	218	218	218
	過不足 (b-a)	60	52	65	68	69
豊野東	量の見込み (a)	97	97	95	96	101
	(留守家庭児童)	97	97	95	96	101
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	168	168	168	168	168
	過不足 (b-a)	71	71	73	72	67
戸隠	量の見込み (a)	32	33	30	28	27
	(留守家庭児童)	25	26	24	22	21
	(希望児童)	7	7	6	6	6
	確保の内容 (b)	44	44	44	44	44
	過不足 (b-a)	12	11	14	16	17
鬼無里	量の見込み (a)	21	22	17	21	14
	(留守家庭児童)	21	22	17	21	14
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	210	210	210	210	210
	過不足 (b-a)	189	188	193	189	196
大岡	量の見込み (a)	13	8	5	6	4
	(留守家庭児童)	9	6	4	4	3
	(希望児童)	4	2	1	2	1
	確保の内容 (b)	26	26	26	26	26
	過不足 (b-a)	13	18	21	20	22
信州新町	量の見込み (a)	46	38	36	39	36
	(留守家庭児童)	40	33	31	34	32
	(希望児童)	6	5	5	5	4
	確保の内容 (b)	84	84	84	84	84
	過不足 (b-a)	38	46	48	45	48

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中条	量の見込み (a)	26	27	30	24	21
	(留守家庭児童)	24	25	27	22	20
	(希望児童)	2	2	3	2	1
	確保の内容 (b)	60	60	60	60	60
	過不足 (b-a)	34	33	30	36	39

(4) ショートステイ・ワイライトステイ《子育て短期支援事業》

【量の見込みの考え方】

全ての家庭類型の0～5歳で泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「ショートステイ」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、6か所の施設で実施しており、引き続き取り組むことで量の見込みの確保を図るとともに、今後も各種広報等による周知に努め、利用促進を図ります。

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域						
	量の見込み (a)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	366	365	365	365	366
	過不足 (b-a)	366	365	365	365	366

(5) はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》

【量の見込みの考え方】

長野市将来人口推計に基づく出生数を、訪問対象家庭数として算出しています。

【確保方策の考え方】

保健所、保健センター等の保健師のほか、訪問事業を委託することにより、量の見込みに対する訪問・支援体制の確保を図ります。

(単位：件/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域						
	量の見込み	2,703	2,652	2,601	2,543	2,483
	確保の内容	保健所・保健センター保健師による訪問 訪問委託保健師・助産師による訪問				

(6) 養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

令和2年度以降の「はじめまして赤ちゃん事業」の訪問対象家庭見込み数に、平成27年度から平成30年度までの訪問率に対する平均値（13.2%）を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

保健師等による養育に関する相談、指導及び助言並びにヘルパーによる乳幼児の保育、家事支援等を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

（単位：件/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	356	350	343	335	327
確保の内容 (b)	356	350	343	335	327
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

(7) こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》

【量の見込みの考え方】

保育所等に通わない0～2歳（1・2・3号認定以外の子ども）で「地域子育て支援拠点事業」を利用している又は今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、市民への周知徹底を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人回/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	194,409	186,711	178,878	175,277	171,473
確保の内容 (b)	194,409	186,711	178,878	175,277	171,473
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等に在園する園児

【量の見込みの考え方】

1号認定による不定期利用数と2号認定による定期利用数を合算して算出しています。

○1号認定による不定期利用

ア：1号認定に該当する人で「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出した値

イ：現在「幼稚園」を利用している人で一時預かりや保育所の預かり保育を利用している人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出した値

○2号認定による定期利用

2号認定に該当する人で幼稚園の利用を強く希望する人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に想定される就労日数（利用日数）を乗じて算出した値

【確保方策の考え方】

預かり保育を実施するとともに、新制度に移行する幼稚園（認定こども園を含む。）については、市から「一時預かり事業」を委託することにより、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	146,072	149,689	147,036	141,042	135,851
確保の内容 (b)	146,072	149,689	147,036	141,042	135,851
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
A 提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）					
量の見込み (a)	97,603	99,812	97,864	94,000	90,700
確保の内容 (b)	97,603	99,812	97,864	94,000	90,700
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
B 提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）					
量の見込み (a)	48,469	49,877	49,172	47,042	45,151
確保の内容 (b)	48,469	49,877	49,172	47,042	45,151
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

② 一般型・余裕活用型・訪問型

【量の見込みの考え方】

保育所等を利用していない0～5歳（2・3号認定以外の子ども）で「不定期の預かり」を利用したいと回答した人のうち、子どもを「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」人を除いた人の割合を推計児童数に乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出しています。

【確保方策の考え方】

これまでの実績を踏まえるとともに、利用が集中する時期にも対応できるように保育士確保に努め、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	16,464	16,304	15,884	15,449	14,914
確保の内容 (b)	16,464	16,304	15,884	15,449	14,914
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み (a)	1,082	1,058	1,036	1,015	969
確保の内容 (b)	1,082	1,058	1,036	1,015	969
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み (a)	6,032	5,989	5,810	5,656	5,478
確保の内容 (b)	6,032	5,989	5,810	5,656	5,478
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み (a)	1,923	1,876	1,833	1,790	1,723
確保の内容 (b)	1,923	1,876	1,833	1,790	1,723
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み (a)	2,176	2,176	2,111	2,047	1,982
確保の内容 (b)	2,176	2,176	2,111	2,047	1,982
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み (a)	4,453	4,407	4,296	4,164	4,029
確保の内容 (b)	4,453	4,407	4,296	4,164	4,029
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	259	259	259	259	237
確保の内容（b）	259	259	259	259	237
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	280	280	280	259	259
確保の内容（b）	280	280	280	259	259
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	151	151	151	151	129
確保の内容（b）	151	151	151	151	129
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	108	108	108	108	108
確保の内容（b）	108	108	108	108	108
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

(9) 病児・病後児保育事業

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭で、日常的又は緊急時に子どもをみてもらえる親族がいない家庭の「0～5歳」であり、かつ、「子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかった」ことがあり、「病児・病後児保育を利用した」もしくは「病児・病後児保育の利用を検討した（利用したいと思った）が利用しなかった」と回答した人の割合を推計児童数に乗じた値を利用した（利用したい）平均日数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在2か所の病院施設内で事業を実施しており、さらに施設を拡充することで量の見込みの確保を図るとともに、今後も各種広報等による周知に努め、利用促進を図ります。

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	1,963	1,947	1,896	1,840	1,783
確保の内容 (b)	2,190	2,181	2,190	2,190	2,187
過不足 (b-a)	227	234	294	350	404

(10) ファミリー・サポート・センター

【量の見込みの考え方】

共働き又は1年以内に共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を推計児童数（小学生）に乗じた値に利用したい平均日数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

各種広報による周知を行い提供会員数及び両方会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	9,628	9,284	9,292	9,432	9,650
確保の内容 (b)	9,628	9,284	9,292	9,432	9,650
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

【量の見込みの考え方】

受診票の交付人数実績に長野市将来人口推計に基づく出生数の減少率を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

長野県医師会との委託契約により実施します。

また、県外の医療機関については、償還払いにより実施することにより、量の見込みに対する受診体制の確保を図ります。

(単位：人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み	2,854	2,800	2,746	2,685	2,622
確保の内容	県内全ての医療機関で実施 県外の医療機関については申請により償還払いを実施				

第4部
資料編

